

第一号議案

大分県長期教育計画（改訂素案）について

大分県長期教育計画の改訂に当たり、別紙のとおり改訂素案を決定する。

令和元年十二月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

大分県長期教育計画の改訂に当たり、パブリックコメントを実施するため改訂素案を決定したので提案する。

大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）改訂（案）の概要

改訂の趣旨

◆計画の中間年による見直し

- 社会情勢や教育に関する情勢の変化への対応
 - ・深刻な少子高齢化、人口減少と地方創生の動向
 - ・技術革新、先端技術の導入による急速な情報化の進展
 - ・グローバル化の一層の進展
 - ・大規模災害や悪質な事件の発生 など
- 「大分県長期総合計画」の変更と新たに策定する大分県教育大綱を反映

計画の性格・役割等

- 「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画
- 「大分県長期総合計画」の教育関係部分と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」
- 計画の期間
平成28年度（2016年度）～令和6年度（2024年度）〔9年間〕
※改訂後の計画の適用期間は令和2年度～令和6年度の5年間

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

◆教育改革の経緯

- 教育改革の背景
 - ・H20以前の教育施策の展開
 - ・教員採用選考試験等をめぐる不祥事（H20）
- 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備
 - ・選考試験、人事管理、組織の見直しによる、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立
 - ・教職員が切磋琢磨する環境醸成、法令遵守の徹底
- 「芯の通った学校組織」の構築による学校改革
 - ・H24以降の計画的取組により、学校の課題解決力は着実に向上
→「芯の通った学校組織」を基盤とした取組を継続・深化させていく必要

◆教育を取り巻く時代の要請

- 人口減少・少子高齢化
- 急速な技術革新（超スマート社会（Society5.0）の到来）
- グローバル化の進展
- 自然災害や事件・事故への備え
- 多様なニーズに対応した教育機会の提供
- 新学習指導要領の実施
- 高大接続改革
- 国際スポーツ大会の日本開催

基本理念

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

- ⇒ 大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進
- ⇒ 「大分県長期総合計画」に基づく8つの基本目標の下、第2章の施策を計画的・総合的に推進
- ⇒ 最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指す
※「学力」「体力」「未来を切り拓く意欲」「グローバルに活躍する力」に関わる指標を設定

◆施策の総合的推進のために必要な視点

- 基盤となる人権教育
- インクルーシブ教育システム
- 地方創生の推進
- 持続可能な開発目標（SDGs）
- 学びのSTEAM化
- 県民総ぐるみの教育
- 学校における働き方改革
- 新たな教育課題への対応
- 子どもの貧困対策
- 県民の期待に応える教育行政

第2章 施策（主な内容）

学校教育

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- ・確かな学力：付けたい力を意識した密度の濃い授業の追求（目指す授業像の明確化、主体的・対話的で深い学びの推進）、組織的な授業改善の推進 など
- ・豊かな心：人権教育、道徳教育、文化・スポーツに関する教育の充実、読書活動、体験活動の推進 など
- ・健康・体力：学校体育の充実（運動の習慣化・日常化、部活動改革）、学校保健の充実、食育、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進 など
- ・進学力・就職力：高大接続改革を見据えた授業改善、SGH等先進的取組の波及、専門学科の充実、地域産業界との連携強化、キャリア教育の充実 など
- ・幼児教育：幼児教育施設における教育力・保育力の向上、幼保小の円滑な接続の推進、関係機関と連携した子育て支援の充実 など
- ・特別支援教育：障がいのある子どもの教育環境の整備、教職員の専門性向上、きめ細かな指導の充実、進学・就労支援体制の強化 など
- ・時代の変化を見据えた教育：ICT、ESD、主権者教育（自立した主権者育成）、消費者教育（責任ある消費者育成）、外国人児童生徒等支援の充実、先端技術活用の推進 など

II グローバル社会を生きるために必要な総合力の育成

挑戦意欲と責任感・使命感、多様性を受け入れ協働する力の育成、大分県や日本への深い理解の促進、論理的に考え伝える力、英語力（語学力）の育成 など

III 安全・安心な教育環境の確保

- ・いじめ対策の充実・強化：未然防止対策の充実、早期発見・早期対応の徹底、関係機関等と連携した支援の充実・強化 など
- ・不登校対策等の充実・強化：未然防止対策の充実、早期発見・早期対応の徹底、学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実 など
- ・安全・安心な学校づくり：実践的な防災教育・防災対策の推進、地域と連携した子どもの安全対策の充実、学校施設の整備・長寿命化等の推進 など

IV 信頼される学校づくりの推進

- ・「芯の通った学校組織」の取組深化：学校マネジメントの徹底・強化、教育課題の解決に向けた組織的な取組深化、CSの普及等、地域とともにある学校づくり など
- ・教職員の意識改革と資質能力の向上：人材の確保・養成、適材適所の配置、学校における働き方改革の推進、健康の保持・増進、服務規律の徹底 など
- ・魅力ある高等学校づくり：進学・就職を見据えた高等学校の質の向上、地域ニーズを踏まえ地域の活力ともなる特色ある高等学校づくり、修学支援 など

社会教育

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・多様な学習活動への支援：ライフステージに応じた多様な学習機会の提供、地域人材の育成、多様な学びを支える環境づくり、人権意識を高める学習 など
- ・社会全体の「協育」力の向上：「協育」ネットワークの充実・深化、「協育」力を活かした地域活動の展開 など
- ・コミュニティの協働による家庭教育支援：家庭教育支援体制の整備、保護者に対する学習機会の提供 など

文化財・伝統文化

VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

指定・選定・登録制度の活用、文化財保存活用大綱・地域計画の策定、文化財の修復現場の公開、「日本遺産」等の活用、学ぶ機会の充実、継承に向けた基盤整備 など

スポーツ

VII 県民スポーツの推進

- ・生涯にわたってスポーツに親しむ機運醸成：ライフステージに応じたスポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援・活用 など
- ・県民スポーツを支える環境づくり：「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実、スポーツ施設の整備・充実、スポーツ指導者の養成・確保 など

VIII 世界に羽ばたく選手の育成

ジュニア期からの一貫指導体制の確立、優秀選手の育成・強化、競技力を支える人材養成と環境整備 など

計画の進行管理

- 毎年、本計画の施策ごとに、進捗状況や課題等を整理
- 有識者による計画の進捗状況等に関する審議（大分県長期教育計画委員会）
- 教育委員会が点検・評価の総括を行い、報告書を決定（県議会に報告）
- 翌年度の重点方針・取組等に反映

大分県長期教育計画委員会

- 大分県長期教育計画の策定（見直し含む）及び当該計画の施策の達成状況を検証
- 学識経験者や保護者代表等の外部有識者で構成（任期2年間、継続任用あり、16名程度）

【現行】

基本目標	施策	主な取組
I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	1 確かな学力の育成	① 「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求 ② 組織的な授業改善の推進 ③ 補充指導・家庭学習指導の充実
	2 豊かな心の育成	① 道徳教育の充実 ② 芸術・伝統文化等に関する教育の充実 ③ 読書活動の推進 ④ 体験活動の推進
	3 健康・体力づくりの推進	① 学校体育の充実 ② 学校・家庭生活を通じた運動の習慣化 ③ 学校保健の充実 ④ 学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進
	4 幼児教育の充実	① 幼稚園等における教育力の向上 ② 幼保小の円滑な接続の推進 ③ 関係機関と連携した子育て支援の充実
	5 進学力・就職力の向上	① 進学力の向上 ② 就職力の向上 ③ キャリア教育・職業教育の充実
	6 特別支援教育の充実	① きめ細かな指導の充実 ② 教職員の専門性向上 ③ 進学・就労支援体制の強化
	7 時代の変化を見据えた教育の展開	① 人権教育の推進 ② ICTを活用した教育の推進 ③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ④ 主権者教育の推進
II グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	1 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	① 挑戦意欲と責任感・使命感の育成 ② 多様性を受け入れ協働する力の育成 ③ 大分県や日本への深い理解の促進 ④ 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成 ⑤ 英語力(語学力)の育成
III 安全・安心な教育環境の確保	1 いじめ対策の充実・強化	① 未然防止対策の充実 ② 早期発見・早期対応の徹底 ③ 関係機関等と連携した支援の充実・強化
	2 不登校対策等の充実・強化	① 未然防止対策の充実 ② 早期発見・早期対応の徹底 ③ 学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実
	3 安全・安心な学校づくりの推進	① 防災教育・防災対策の推進 ② 学校内外における子どもの安全対策の充実 ③ 学校施設の整備・長寿命化等の推進
IV 信頼される学校づくりの推進	1 「芯の通った学校組織」の取組の深化	① 学校マネジメントに係る取組の徹底・強化 ② 教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化 ③ 地域とともにある学校づくりの推進
	2 教職員の意識改革と資質能力の向上	① 「教育県大分」を担う人材の確保・養成 ② 資質能力の向上と適材適所の配置 ③ 校務環境の整備 ④ 健康の保持・増進 ⑤ 服務規律の徹底
	3 魅力ある高等学校づくりの推進	① 高等学校教育の質の確保・向上 ② 特色ある高等学校づくりの推進 ③ 修学支援の充実
V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援	1 多様な学習活動への支援	① 多様な学習機会の提供と地域人材の育成 ② 多様な学びを支える環境づくりの推進 ③ 人権意識を高める学習の推進
	2 社会全体の「協育」力の向上	① 「協育」ネットワークの充実・深化 ② 「協育」力を活かした地域活動の展開
	3 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進	① 家庭教育支援体制の整備 ② 保護者に対する学習機会の提供
VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	1 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	① 文化財・伝統文化の保存 ② 文化財・伝統文化の活用 ③ 文化財・伝統文化の継承
VII 県民スポーツの推進	1 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	① ライフステージに応じたスポーツの推進 ② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	2 県民スポーツを支える環境づくりの推進	① 「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実 ② スポーツ施設の整備・充実 ③ スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化
VIII 世界に羽ばたく選手の育成	1 世界に羽ばたく選手の育成	① ジュニア期からの一貫指導体制の確立 ② 優秀選手の育成・強化 ③ 競技力を支える人材の養成 ④ 競技力を支える環境の整備



【見直し案】

基本目標	施策	主な取組
I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	1 確かな学力の育成	① 「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求 ② 組織的な授業改善の推進 ③ 補充指導・家庭学習指導の充実
	2 豊かな心の育成	① 人権教育の推進 ② 道徳教育の充実 ③ 文化・スポーツに関する教育の充実 ④ 読書活動の推進 ⑤ 体験活動の推進
	3 健康・体力づくりの推進	① 学校体育の充実 ② 学校・家庭生活を通じた運動の習慣化 ③ 学校保健の充実 ④ 食育、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進
	4 幼児教育の充実	① 幼児教育施設における教育力・保育力の向上 ② 幼保小の円滑な接続の推進 ③ 関係機関と連携した子育て支援の充実
	5 進学力・就職力の向上	① 進学力の向上 ② 就職力の向上 ③ キャリア教育・職業教育の充実
	6 特別支援教育の充実	① 障がいのある子どもの教育環境の整備 ② 教職員の専門性向上 ③ きめ細かな指導の充実 ④ 進学・就労支援体制の強化
	7 時代の変化を見据えた教育の展開	① ICTを活用した教育の推進 ② 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ③ 自立した主権者を育成する主権者教育の推進 ④ 責任ある消費者を育成する消費者教育の推進 ⑤ 外国人児童生徒等に対する支援体制の充実 ⑥ 先端技術の活用の推進
II グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	1 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	① 挑戦意欲と責任感・使命感の育成 ② 多様性を受け入れ協働する力の育成 ③ 大分県や日本への深い理解の促進 ④ 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成 ⑤ 英語力(語学力)の育成
III 安全・安心な教育環境の確保	1 いじめ対策の充実・強化	① 未然防止対策の充実 ② 早期発見・早期対応の徹底 ③ 関係機関等と連携した支援の充実・強化
	2 不登校対策等の充実・強化	① 未然防止対策の充実 ② 早期発見・早期対応の徹底 ③ 学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実
	3 安全・安心な学校づくりの推進	① 防災教育・防災対策の推進 ② 地域と連携した子どもの安全対策の充実 ③ 学校施設の整備・長寿命化等の推進
IV 信頼される学校づくりの推進	1 「芯の通った学校組織」の取組の深化	① 学校マネジメントに係る取組の徹底・強化 ② 教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化 ③ 地域とともにある学校づくりの推進
	2 教職員の意識改革と資質能力の向上	① 「教育県大分」を担う人材の確保・養成 ② 資質能力の向上と適材適所の配置 ③ 学校における働き方改革の推進 ④ 健康の保持・増進 ⑤ 服務規律の徹底
	3 魅力ある高等学校づくりの推進	① 高等学校教育の質の確保・向上 ② 特色ある高等学校づくりの推進 ③ 修学支援の充実
V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援	1 多様な学習活動への支援	① 多様な学習機会の提供と地域人材の育成 ② 多様な学びを支える環境づくりの推進 ③ 人権意識を高める学習の推進
	2 社会全体の「協育」力の向上	① 「協育」ネットワークの充実・深化 ② 「協育」力を活かした地域活動の展開
	3 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進	① 家庭教育支援体制の整備 ② 保護者に対する学習機会の提供
VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	1 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	① 文化財・伝統文化の保存 ② 文化財・伝統文化の活用 ③ 文化財・伝統文化の継承
VII 県民スポーツの推進	1 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	① ライフステージに応じたスポーツの推進 ② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援・活用
	2 県民スポーツを支える環境づくりの推進	① 「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実 ② スポーツ施設の整備・充実 ③ スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化
VIII 世界に羽ばたく選手の育成	1 世界に羽ばたく選手の育成	① ジュニア期からの一貫指導体制の確立 ② 優秀選手の育成・強化 ③ 競技力を支える人材の養成 ④ 競技力を支える環境の整備

大分県長期教育計画
（「教育県大分」創造プラン2016）
（改訂素案）

令和元年12月23日
大分県教育委員会

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

1	教育改革の経緯	
(1)	教育改革の背景	2
(2)	教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備	2
(3)	「芯の通った学校組織」の構築による学校改革	2
2	教育を取り巻く時代の要請	3
3	計画の基本理念	5
4	基本理念の実現に向けて	
(1)	基本目標と最重点目標	5
(2)	施策の総合的推進のために必要な視点	6

第2章 施策

基本目標1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	
(1)	確かな学力の育成	9
(2)	豊かな心の育成	11
(3)	健康・体力づくりの推進	13
(4)	幼児教育の充実	15
(5)	進学力・就職力の向上	17
(6)	特別支援教育の充実	19
(7)	時代の変化を見据えた教育の展開	21
基本目標2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	23
基本目標3	安全・安心な教育環境の確保	
(1)	いじめ対策の充実・強化	25
(2)	不登校対策等の充実・強化	27
(3)	安全・安心な学校づくりの推進	29
基本目標4	信頼される学校づくりの推進	
(1)	「芯の通った学校組織」の取組の深化	31
(2)	教職員の意識改革と資質能力の向上	33
(3)	魅力ある高等学校づくりの推進	36

基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた 学びの支援	
	(1) 多様な学習活動への支援	38
	(2) 社会全体の「協育」力の向上	40
	(3) コミュニティの協働による家庭教育支援 の推進	41
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承	42
基本目標 7	県民スポーツの推進	
	(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の 醸成	44
	(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進	45
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成	47

【参考資料】

用語解説	50
------	----

第1章「教育県大分」の 創造に向けて

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

1 教育改革の経緯

(1) 教育改革の背景

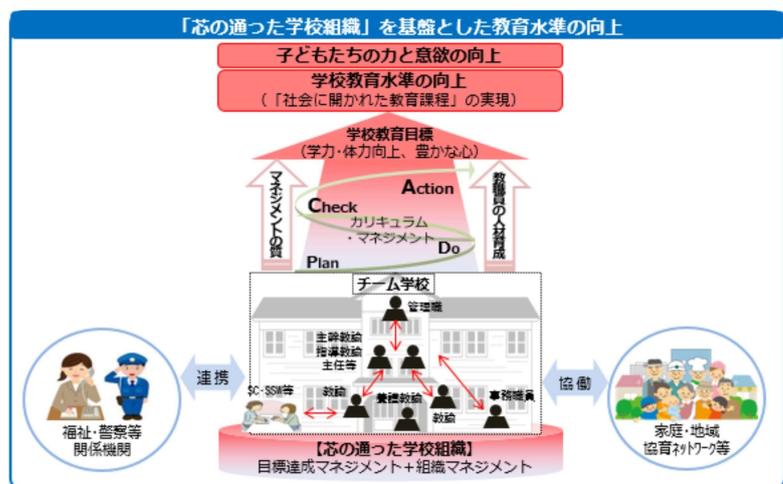
- 明日の大分を築く「知・徳・体」の調和の取れた心豊かな子どもの育成のため、小学校第1学年・第2学年、中学校第1学年の30人学級編制の導入（平成16年度以降順次）、県立学校の再編整備（平成18年度からの「高校改革推進計画」、平成20年度からの「特別支援教育推進計画」）、通学区の見直し（平成18、20年度）など、様々な教育施策を展開してきました。
- 学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭や指導教諭等の新しい職の導入などの検討を開始した平成20年度には、本県教育界に汚点を残す教員採用選考試験等をめぐる不祥事が発生しました。この事件は、教育行政に対する県民の信頼を失墜させるとともに、全ての教育関係者にゆるがせにできない課題を突きつけました。

(2) 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備

- このような事件を二度と起こさないため、教員採用選考試験と管理職選考の見直し、人事管理システムの導入、県立学校、小・中学校、教育庁人事の一元化など人事管理の見直し、総務管理部門と教育指導部門の分離など組織の見直しを進め、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立を図りました。
- そして教育に対する信頼を回復する上で大事なことは、未来を切り拓く力と意欲を備え、「知・徳・体」の調和の取れた子どもを育成するという教育の原点に立ち返り、教育の場で成果を上げることです。
- 学校マネジメントに大きな課題が見られ、また学力・体力ともに低迷する状況を打開するための学校改革に向けて、相対評価による人事評価を取り入れた教職員評価システムの下、教職員が切磋琢磨する環境を醸成するとともに、適正な教育行政と学校運営を確保する観点から法令遵守の徹底を図るなどの条件整備を進めました。

(3) 「芯の通った学校組織」の構築による学校改革

- こうした条件整備を進める中で着手したのが、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築による学校改革です。
- 平成24年度からの計画的取組によって、重点化・焦点化された目標設定、目標達成に向けた取組の検証・改善が進むとともに学校運営体制が充実され、学校の課題解決力は着実に向上してきています。
- 平成26年度には小学生で学力・体力ともに九州トップレベルを達成するなど取組の成果は確実に表れつつありますが、この状況に止まることなく、授業改善や不登校対策といった教育課題の解決のため、「芯の通った学校組織」を基盤とした取組を継続・深化させていく必要があります。



2 教育を取り巻く時代の要請

(1) 人口減少・少子高齢化

- 急速な少子高齢化の進行に伴い、我が国は既に本格的な人口減少の時代を迎えています。本県においても、当面、人口減少が続くことは避けられない状況であり、年齢区分別人口の推移を見ると、年少人口(0~14歳)の割合は平成27年の12.6%から令和27年には11.0%に減少すると予測されています。



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

(2) 急速な技術革新（超スマート社会（Society5.0）の到来）

- 近年、ICTなどの技術革新は目覚ましく、10年後には、IoT（Internet of Things）や人工知能（AI）などの先端技術が高度化して生活の場に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。さらに、技術革新の進展により、雇用形態や労働市場の変容も指摘されており、次代を見据えつつ、創造性豊かに新たな価値を生み出していくことができる人材の育成が求められています。
- こうした変化の激しい社会を生き抜いていくためには、必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにするため、情報モラルを含めて、基本的な情報活用能力を身につけることが重要な課題となっています。
- また、技術の進展に応じて、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成できるよう、STEAM教育を推進することや、学習データを活用した個に応じた学びなど、新たな技術を活用した教育方法の変化にも対応していくことが必要となります。

(3) グローバル化の進展

- 急速なグローバル化の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化の激しい時代が到来しています。今後も国際交流の深化と国際競争の激化が予測される中、郷土や日本への深い理解をもって世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働することでグローバル社会を生き抜くことができる人材の育成が求められています。

(4) 自然災害や事件・事故の備え

- 地震や津波、火山噴火、集中豪雨・台風による浸水被害や土砂災害など、日本各地で様々な災害が発生しています。災害は自然が相手であり、予測することが困難なため、学校の防災管理を進めるとともに、子どもたちに防災に関する基礎的・基本的事項を理解させ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度を養う防災教育が求められています。
- また、事件・事故に対し、地域と連携した子どもの安全対策を充実させるとともに、子どもたちには日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことも必要となります。

(5) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

- 一人一人が豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、障がいの有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要となります。
- また、教育の場において、個人の性的指向や性自認の多様性に適切に配慮することも求められています。

(6) 新学習指導要領の実施

- 新しい学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育成することとしています。
- 今後の新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を3つの柱で確実に育成するため、新学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施が求められています。
- また、その際、特に、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）を推進することや、カリキュラム・マネジメントを確立することなどが必要となります。

(7) 高大接続改革

- 新学習指導要領に基づき育成を目指す「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜改革や、大学教育の質的転換や認証評価を含む大学教育改革が進められています。
- 高等学校までの学校教育においても、新学習指導要領の全面実施や大学入学者選抜に関する変更を見据え、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要となります。

(8) 国際スポーツ大会の日本開催

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019などの国内で開催される国際的なスポーツイベントを通じ、地方創生に向けた取組とも相まって文化・スポーツ振興の機運が高まっています。
- このような国際大会で本県出身選手が活躍できるよう、ジュニア選手の発掘、優秀選手の育成・強化を図るなど競技力の向上とともに、より多くの県民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進し、「大会後」に繋げていくことが求められています。

3 計画の基本理念

- 本県の教育改革が実を結びつつある今、こうした教育を取り巻く時代の要請に対応し、更なる高みを目指すため、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進します。

基本理念：生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

4 基本理念の実現に向けて

(1) 基本目標と最重点目標

- 基本理念の実現に向けては、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）」に基づく8つの基本目標を設定し、これらの目標に沿って第2章に記述する21の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成
基本目標 3	安全・安心な教育環境の確保
基本目標 4	信頼される学校づくりの推進
基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承
基本目標 7	県民スポーツの推進
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成

- また、最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指すこととし、子どもたちの未来を切り拓く力と意欲を幅広く捉えるため、基本目標1と2に関わる4つの指標を設定します。

最重点目標：「全国に誇れる教育水準」の達成

◆学力（小6・中3）

指標 1：児童生徒の学力（全国平均正答率との比）

◆体力（小5・中2）

指標 2：児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）

◆未来を切り拓く意欲（小6・中3）

指標 3：未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合

（下欄5つのアンケート調査項目に肯定的に回答する児童生徒の割合）

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ①将来の夢や目標をもっている | ②難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している |
| ③地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある | |
| ④家で自分で計画を立てて勉強する | ⑤学校に行くのが楽しい |

◆グローバルに活躍する力（高2）

指標 4：グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合

（下欄5つのアンケート調査項目3つ以上に肯定的に回答する生徒の割合）

- ①外国へ留学したり、国内外を問わず海外と関わる仕事に就いたりしてみたいと思う
- ②自分と異なる意見や価値観を持った人とも協力して、目標に取り組むことができている
- ③外国人に対し、大分や日本のことを、日本語や英語（外国語）で伝えたり説明したりすることができる
- ④学んだ知識を活かして、自分で考え、判断して、分かりやすく伝えることができている
- ⑤英語を使って、積極的に外国人とコミュニケーションを図ることができる

（２）施策の総合的推進のために必要な視点

- 上記（１）の目標達成に向けて施策を総合的に進めるためには、施策横断的な課題への対応とともに施策推進に向けた環境づくりも不可欠です。

（基盤となる人権教育）

- 本県では、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、これまでも人権教育に力を入れてきました。「人権の世紀」とも言われる時代を迎え、部落差別問題や女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、インターネットにおける誹謗中傷、DV等の新たな人権課題への対応も求められる中、学校教育・社会教育の両面から人権尊重に向けた実践的行動力の育成に取り組んでいきます。
- また、性別や障がいの有無等にかかわらず全ての人が共に支え合い、生きていくことができる共生社会を目指す上で、全ての子どもたちに「わかる・できる」を保障する授業づくりなど「ユニバーサルデザイン」の視点を活かした取組を進めていきます。

（インクルーシブ教育システム）

- 障がいのある者が積極的に社会参加する共生社会の形成に向けて、我が国が平成26年に批准した「障害者権利条約」に基づく「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。「障害者差別解消法」の施行に伴い「合理的配慮」の提供が義務付けられたことも踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に十分に教育を受けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの整備を進めていきます。

（地方創生の推進）

- 人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、本県としても国の動向を踏まえながら「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を策定し、実効性のある地方創生の取組を進めることとしており、「人を大事にし、人を育てる」「基盤を整え、地域を活性化する」といった基本目標の達成に向けて、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツ面からも推進していきます。
- また、少子化の進展等を背景として学校の小規模化に伴う教育上の課題が顕在化しています。小・中学校においては、「地域とともにある学校づくり」や少人数を生かす教育の視点も踏まえ、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進するとともに、高等学校においては生徒が減少していく中、地域とのつながりや学校の特色がより重要となってくることを見据え、新しい時代に求められる学校への転換を推進していきます。

（持続可能な開発目標（SDGs））

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて取組を推進していきます。
- 新学習指導要領に基づく教育課程の意識的な編成やESD（持続可能な開発のための教育）の実践・普及を通じて、地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

(学びのSTEAM化)

- 超スマート社会（Society5.0）の到来に向けて、各教科での学習を実社会での問題発見やその解決にいかしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進していきます。総合的な学習（探究）の時間などを通じて、教科横断的な視点による課題解決的な学習活動を充実し、子どもたちの科学的・論理的な思考力と価値を見つけ生み出す感性や創造力の双方の育成を図ります。

(県民総ぐるみの教育)

- 学校教育における目標協働達成の取組やコミュニティ・スクール、社会教育の側からは「協育」ネットワークの取組など、学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組で成果を上げている地域や学校があります。教育を取り巻く課題が複雑・多様化する中、こうした取組を県内に広く波及させ、将来の地域を担う子どもを社会全体で育む環境づくりを進めていきます。
- 県教育委員会としては、学校教育と社会教育の両面から関連施策を推進するとともに、「おおいた教育の日」の普及啓発の継続実施、「大分県教育庁チャンネル」や各種顕彰を通じた先進事例等の紹介などにより、県民総ぐるみの教育に向けた気運の醸成を図ります。

(学校現場における働き方改革)

- 教師の長時間勤務が全国的な課題となる中、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが求められています。
- 学校における働き方改革の推進にあたっては、勤務時間管理や健康管理に関する取組や教職員一人一人の働き方に関する意識改革、学校が組織として効果的に運営されるための取組、専門スタッフ等の充実をはじめとする学校における働き方改革の実現に向けた環境整備、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化による学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化、これらを総合的に進めていきます。

(新たな教育課題への対応)

- 教育を取り巻く課題は複雑・多様化しており、従前から取り組んできた学力・体力の向上、いじめ・不登校などの課題への対応についても不断の見直しが必要であり、特に増加傾向にある不登校児童生徒への適切な教育機会の確保など、課題をきめ細かく把握しながら「教育県大分」を目指す取組の充実を図ります。
- また、選挙権年齢引き下げに伴う主権者教育、成年年齢引き下げに伴う消費者教育、増加が想定される外国人児童生徒等への支援など、社会情勢の変化に伴う新たな教育課題に対応する教育活動の充実を図ります。

(子どもの貧困対策)

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。本県では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定した「大分県子どもの貧困対策計画」に基づき、学校をプラットフォームとした対策をはじめ教育の支援等の施策を進めることとしています。

(県民の期待に応える教育行政)

- 新教育委員会制度の下、市町村教育委員会との連携を図ることはもとより、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みが設けられた趣旨を踏まえ、引き続き知事部局との連携も図りながら、県民の期待に応え、真に県民に信頼される教育行政を推進していかねばなりません。

第 2 章 施策

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代を生きる全ての子どもたちに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力3つの柱をバランスよく育成することが必要です。
- ・高大接続改革においても、これら3つの資質・能力の育成・評価に取り組むこととされており、小・中・高等学校を通じた授業改善の推進等による着実な育成が求められます。
- ・本県の子どもの学力は、「新大分スタンダード」の取組等により、基礎的・基本的な「知識・技能」の定着については、一定の成果をあげていますが、「思考力・判断力・表現力等」や学習意欲については、小・中・高等学校を通じて課題が見られます。
- ・小学校では授業改善が比較的進んでいるものの、中学校では依然として課題があり、教科等や学年の枠を超えた組織的な授業改善の更なる推進が必要です。
- ・高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的な活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題となっています。

■ 主な取組

①「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

児童生徒の「学びに向かう力」と「知識及び技能」を活用した「思考力、判断力、表現力等」を育成するため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・対話的で深い学びを推進します。

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・教科指導力向上等を目指した「中学校学力向上対策3つの提言」の促進
- ・問題解決的な展開の授業や習熟の程度に応じた指導の充実
- ・各教科での学習を実社会の課題解決に生かすための教科横断的な指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動・体験活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善
- ・小学校高学年における教科担任制の推進

②組織的な授業改善の推進

各校種毎の全教科・全教員による授業改善を推進するとともに、小・中・高をつなぐ学びの強化を図ります。

- ・「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」（小・中）や「県立高等学校授業改善実施要領」（高）の活用促進
- ・学校の重点目標に基づくテーマ設定の下、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）を取り入れた授業改善の推進（小・中）
- ・「高校生のための学びの基礎診断」を検証指標とした「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進（高）
- ・「6つのアクション（方策）」、「ワンステップアップのための授業モデル」の徹底による課題の明確化・焦点化と着実な授業改善の推進（高）
- ・校長等管理職によるリーダーシップの下、学校全体で授業改善を進める体制の整備
- ・授業改善とカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）との連動
- ・指導教諭等高い授業力を有する教員の優れた授業の普及促進
- ・教科担任のタテ持ちや近隣学校間の合同教科部会など学校規模に応じた教科指導力向上の取組促進（中）

③補充指導・家庭学習指導の充実

学習習慣の定着や特に低学力層の底上げのため、補充指導・家庭学習指導の充実を図ります。

- ・長期休業や放課後の時間を活用した、個のつまずきの解消
- ・学校と地域が連携・協働した、授業等への支援及び放課後や土曜日等の学習支援の充実（小・中）
- ・家庭での学習習慣の定着に向けた、P T Aと協働した家庭学習指導の充実（小・中）

■ 目標指標

指標名		基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
		年度			
児童生徒の学力(全国平均正答率との比)(%)	小	H30	102.2	102.2	105
	中	H30	99.8	99.8	102
未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合(%)	小	H26	74	72.3	85
	中	H26	65.7	63.2	75
授業の内容を理解できていると感じている生徒の割合(高2)(%)		H27	71.5	72.3	80
学習の疑問点を自ら解決しようとしている生徒の割合(高2)(%)		H27	59.6	69.9	80

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(2) 豊かな心の育成

■ 現状と課題

- ・近年ではインターネット上における差別的な書き込みや誹謗中傷、デートDV、性的少数者の人権問題など、新たな人権課題への対応が求められています。
- ・人権教育においては、小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な指導が必要です。
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められています。
- ・子どもたちの豊かな心を育み、人格の形成に資するため、優れた芸術・伝統文化や郷土の素晴らしさに触れる機会やスポーツが個人や社会にもたらす効果などスポーツの価値を学ぶ機会の充実が必要です。
- ・多様な情報メディアの普及に伴う読書離れ・活字離れや、日常生活における実体験不足も相まって、社会性や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、子どもたちの読書活動や自然体験・生活体験活動の機会確保が求められています。

■ 主な取組

①人権教育の充実

豊かな人権感覚と人権を尊重する意欲や態度、技能を育成するため、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

- ・児童生徒が主体的・対話的に進める授業づくりの推進
- ・人権教育主任を核として全教職員で人権教育に取り組む体制の確立
- ・新たな人権課題に対応した教職員研修の充実
- ・学校教育活動全体を通じた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- ・子どもの発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育を行うための校種間連携の推進

②道徳教育の充実

自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。

- ・指導の重点や方針を明確にした全体計画に基づく、小・中・高等学校の教育活動全体を通して取り組む道徳教育の充実
- ・思考・判断・表現の場面を充実させた「考え、議論する」道徳科への転換
- ・郷土の先人、自然、伝統文化といった題材や地域人材等の積極的な活用

③文化・スポーツに関する教育の充実

多様な表現や鑑賞の活動等を通じた豊かな創造性、感性等の育成や歴史・文化への理解促進、スポーツの価値や効果の理解を通じたチャレンジや努力を尊ぶ態度、公德心等の育成をするため、文化・スポーツに関する教育の充実を図ります。

- ・地域人材の活用や県立美術館との連携等による、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実
- ・地元商店街における展示など、子どもたちの優れた芸術作品の発表・鑑賞機会の充実
- ・県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟の活動支援等を通じた、学校における文化活動の活性化
- ・オリンピック・パラリンピック等を活用した、スポーツの価値の理解を深める教育の充実

④読書活動の推進

読解力・表現力を高め、想像力・創造力を豊かなものとするため、読書活動や図書館の利活用を推進します。

- ・教科指導における学校図書館の活用や全校一斉の読書活動など、学校教育における読書活動の推進
- ・新聞を教材として活用する活動（NIE）等、図書館を活用した授業の充実
- ・公立図書館等との連携による学校図書館環境の充実
- ・子ども司書の育成やビブリオバトル等、子どもを主体とした読書活動の推進
- ・県立図書館による「スクールサービスデー」等を通じた学校の読書活動支援の充実
- ・学校・家庭・地域との協働による読み聞かせ体験等、子どもが本に親しむ機会の充実

⑤体験活動の推進

豊かな感性、社会性や対人関係能力を育むため、幼児期から実際に自然や社会に接する体験活動を推進します。

- ・豊かな人間関係を育むための自然体験活動やボランティア活動の充実
- ・「協育」ネットワークや地域人材等を活用した多様な体験活動の充実
- ・青少年教育施設における教育課程や不登校等の課題に対応した自然体験・生活体験活動プログラムの開発・普及

目標指標

指標名		基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
		年度			
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合(%)		H26	91.3	93.2	100
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合(%)	小	H26	64.4	74.7	80
	中	H26	50.7	78.1	80
地域の行事に参加する児童生徒の割合(%)	小	H26	73.1	65.3	80
	中	H26	46.5	46.7	55
1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(%以下)	小	H26	9.9	6.1	1
	中	H26	17.8	17.4	7
	高	H26	41.1	35	25

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(3) 健康・体力づくりの推進

■ 現状と課題

- ・本県の子どもの体力は、着実に向上しているものの、運動への愛好度が伸びていないことや運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっています。
- ・少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきました。
- ・生活習慣の乱れ、薬物乱用や性に関する課題、アレルギー疾患への対応など、子どもの健康課題が多様化・深刻化しており、自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付けさせることが必要です。
- ・朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されており、望ましい食習慣を身に付けさせる上で、学校給食を「生きた教材」として活用することが求められています。
- ・肥満傾向児の出現率については、ほとんどの年代で全国平均よりも高くなっており、食習慣・生活習慣の改善、運動習慣の定着が必要です。
- ・本県の子ども一人当たりのむし歯本数は全国的に見て多いことから、むし歯予防対策の強化が急務となっています。

■ 主な取組

①学校体育の充実

運動意欲を喚起し、体力向上を図るため、体育の授業改善を推進するとともに、持続可能な運動部活動の実現を図ります。

- ・子どもの運動意欲の向上に向けた、教材教具、授業形態等の工夫改善
- ・体育専科教員等による優れた授業の普及促進
- ・「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月）に基づく部活動改革

- ・適切な運営のための体制整備
- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
- ・適切な休養日・活動時間の設定
- ・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- ・学校単位で参加する大会等の見直し

②学校・家庭生活を通じた運動の習慣化

生涯にわたる健康・体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ります。

- ・体力向上に向けた取組を学校全体で組織的・計画的に行う「一校一実践」の充実
- ・家庭生活における子どもの運動の習慣化・日常化に向けた、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体との連携強化

③学校保健の充実

自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。

- ・養護教諭や保健主事の資質能力向上に向けた研修機会や支援体制の充実
- ・性に関する適切な指導に向けた「性に関する指導の手引き」（平成28年1月）の活用促進
- ・「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育の充実
- ・県医師会等関係団体と連携したアレルギー疾患に対する取組の充実
- ・健康診断等を活用した保健指導の充実
- ・組織的な保健管理に向けた、学校保健委員会を核とする家庭・医療機関等との連携強化
- ・新型インフルエンザなどの感染症の早期探知・早期対策のための「感染症情報収集システム」の活用促進

④食育、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進

肥満やむし歯等、子どもの健康課題の解決に向けて、食育、生活・運動習慣の改善、フッ化物洗口の取組等によるバランスのとれた身体づくりを推進します。

- ・家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して取り組む食育の推進
- ・地域の食文化や産業等に対する理解促進のための、学校給食における地場産物の積極的活用
- ・養護教諭や栄養教諭を中心に、家庭と連携した児童生徒の食習慣・生活習慣を改善する取組の促進
- ・「学校におけるフッ化物洗口導入の手引き（改訂版）」（平成30年3月）を活用した、むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施促進

目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合) (%)	小男	H26 75.8	82.3	83
	小女	H26 78.1	86.9	87
	中男	H26 72	80.6	82
	中女	H26 84.2	91.8	92
12歳児一人平均のむし歯本数(本以下)	H26	1.4	1.4	0.9

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(4) 幼児教育の充実

■ 現状と課題

- ・ 幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、人とかかわる力、感性、表現する力など生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児教育の役割は極めて重要であることから、家庭教育を基盤として質の高い教育環境を整備することが求められています。
- ・ 幼児教育については、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に共通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた指導が求められています。
- ・ 幼児教育の役割や課題、「子ども・子育て支援新制度」の導入に伴う状況変化等を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続、市町村の幼児教育主管部局や家庭・地域社会との連携・協働の下、「大分県幼児教育振興プログラム」（平成28年3月改訂）に沿った幼児教育の充実を図る必要があります。
- ・ 幼児教育の質の向上と小学校教育への円滑な接続を図るため、県では平成31年4月に幼児教育センターを新設しており、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の教諭、保育士等を対象とした研修や助言の充実が求められています。
- ・ 小学校生活に適応できない「小1プロブレム」の発生率（学校単位）は、平成30年度で約18%と、調査を開始した平成21年度（約32%）から減少しているものの、更なる低減に向けて組織的な取組が必要です。
- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化により、保護者が子育てに関する悩みや不安、孤立感を抱えるケースが増えていることから、子育て支援の充実が求められています。

■ 主な取組

① 幼児教育施設における教育力・保育力の向上

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、教諭、保育士、保育教諭の研修の充実等を通じた教育・保育の質の向上を図ります。

- ・ 幼児教育センターによる教育・保育に係る研修の一元化
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の教諭、保育士、保育教諭の資質能力向上に向けた研修の充実
- ・ 幼児教育アドバイザーの派遣による支援の充実
- ・ 幼児教育センターのホームページを活用した幼児教育に関する情報の発信
- ・ 大学や関係団体、市町村幼児教育担当課との連携強化
- ・ 幼児教育の質の向上を図るための学校評価、カリキュラム・マネジメントの推進
- ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する支援の充実
- ・ 家庭・地域や他校種と連携した取組の推進

② 幼保小の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

- ・ 幼保小接続のための地区別合同研修会の実施
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学生の交流の充実
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員間における相互交流の促進
- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」の作成・活用促進

③関係機関と連携した子育て支援の充実

安心して子育てを行う環境を整備するため、福祉部局や市町村等の関係機関と連携した子育て支援の充実を図ります。

- ・ 幼稚園における預かり保育の充実
- ・ 幼稚園における地域の子育て支援センター的機能の強化
- ・ 家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
公立幼稚園における学校評価(学校関係者評価)の実施率(%)	H26	82.9	92.0	100
幼稚園等におけるアプローチカリキュラムの作成率(%)	H27	39.3	43.3	80

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(5) 進学力・就職力の向上

■ 現状と課題

- ・子ども・若者の進路・職業意識の希薄さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題等への対応が求められています。
- ・高大接続改革が進む中、主体的・協働的な学びを重視した指導などを通じ、これからの時代に必要な「真の学力」を身に付けさせることが求められています。
- ・本県の高校生の就職内定率は、近年、雇用情勢の回復により高い水準にあるものの、生徒の就職先の開拓・確保に向けた取組と併せて、景気動向に左右されない高い専門性に裏打ちされた就職力を身に付けさせることが求められています。
- ・時代のニーズに即した大分県の将来を担う人材を育成するため、大分県産業教育振興会などを通じて、地域産業界との連携・協力を強化する必要があります。
- ・高校卒業後の早期離職を防ぐためにも、キャリア教育・職業教育の充実とともに、卒業後の支援体制の強化も求められています。

■ 主な取組

①進学力の向上

グローバル化や技術革新の進展など変化の激しい時代にあって、主体的な進路選択により、自らの人生を切り拓くことができる確かな進学力を育成します。

- ・教科指導・進路指導を中核的に担う教員の育成
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校の成果の継承
- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパープロフェッショナルハイスクール（SPH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・外部講師や指導教諭を活用した生徒向け合同セミナー等の開催

②就職力の向上

時代の要請に応え地方創生にも貢献するため、産業構造や労働需給の変化にも的確に対応できる高い専門性に裏打ちされた就職力を育成します。

- ・専門性の深化・向上を図り、多様な進路希望に応えるための専門学科の充実
- ・専門高校における専門的な知識・技術・技能の向上のための実習設備等の整備や資格取得の促進
- ・次代の地域産業を担う人材育成に向けた、関係機関や地域産業界との連携強化

③キャリア教育・職業教育の充実

社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

- ・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ・各学校段階の学びをつなぐためのキャリアパスポートの導入
- ・社会見学（小学校）、職場体験（中学校）やインターンシップ（高等学校）の実施、産業人材の活用など、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進
- ・児童生徒が自己の適性について知るとともに地域の職業人から職業観について直に学び、将来の展望がもてる取組の充実
- ・高校3年間を見通した「キャリア教育推進計画」の作成など、計画的・組織的な教科指導・進路指導の充実
- ・実施先の新規開拓や普通科高校における実施を含む、インターンシップの充実
- ・商工観光労働部等関係部局との連携・協力による、大学等進学希望者を対象としたフォーラムや学生登録制度等を通じた県内企業情報等の提供促進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
新規高卒者就職内定率(%)	H26	99	99.0	全国平均 +2%
4日以上インターンシップを経験した生徒の割合(%)	H26	28.7	40.4	45

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(6) 特別支援教育の充実

■ 現状と課題

- ・障がいのある者と障がいのない者が共生する社会の形成に資するため、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導と支援を行うことが求められています。
- ・特別支援学校や特別支援学級等への在籍を希望する子どもや保護者が増えており、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばす特別支援教育の質の向上と教育環境の整備が必要です。
- ・小・中学校等では、特別支援学級、通級指導教室の設置数・在籍数がともに増加しており、そうした教育の場を担う教員については、特別支援学校教諭免許状保有者の積極的配置や研修の充実等により専門性を確保することが必要です。
- ・本県の小・中学校等では、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の作成・活用によるきめ細かな指導の充実が課題となっています。

■ 主な取組

①障がいのある子どもの教育環境の整備

障がい種ごとの教育や職業教育の充実、教室不足の解消など、障がいのある子どもの安全・安心な環境を整備します。

- ・最新の設備を備えた盲学校・聾学校の設置など、学校の再編による障がい種ごとの教育の充実
- ・大分市内に知的障がい特別支援学校を新設し、安全で適切な環境を確保
- ・高等特別支援学校の新設による、一般就労を目指す生徒の職業教育の充実
- ・中津支援学校に給食施設を整備し、安全・安心な給食を提供できる環境整備を促進

②教職員の専門性向上

特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばせるよう特別支援教育の質を高めるため、教職員の専門性の向上を図ります。

- ・特別支援学校と小・中・高等学校との間の人事配置の工夫改善
- ・開設科目の充実検討など認定講習受講を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・合理的配慮の提供に関する理解促進、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成・活用等のための教職員研修及び指導助言の充実

③きめ細かな指導の充実

「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成や授業改善の推進など、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

<特別支援学校>

- ・管理職、主幹教諭、学部主事、教務主任等が「個別の指導計画」や授業実践に関する指導
・助言を組織的に行う体制の構築・強化
- ・カリキュラム・マネジメントの推進による教育課程の改善・充実
- ・ICT機器の効果的活用、一貫性のある指導の確立など、各教科等の授業改善の推進
- ・看護師の配置や医療機関との連携等による医療的ケアの充実
- ・就学や進路選択に関する保護者への助言、特別支援教育に係る授業改善の支援等、地域の要請に応えるセンター的機能の強化

<幼・小・中・高等学校>

- ・特別支援学級や通常学級に在籍する障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成・活用の推進と質の向上
- ・子どもの困難の早期把握、組織的・計画的対応の推進
- ・支援を必要とする生徒の学習面等の困難に対応する通級による指導の効果的な運用や特別支援教育支援員の配置（高）

④進学・就労支援体制の強化

障がいのある子どもの進路選択など自己実現のため、進学・就労支援体制を強化します。

- ・「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の推進
- ・生徒の進学希望の実現に向けた、県内外の教育機関に関する情報収集の強化
- ・技能検定の活用等を通じた子どもの職業能力の育成
- ・就労支援アドバイザーの活用や地域の福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実
- ・就労を通じた特別支援学校卒業生のスキルアップによる一般就労促進

目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
		年度		
「個別の指導計画」の作成率(通常学級の必要な児童生徒への作成率)(%)	小	H30	86.2	86.2
	中	H30	67.5	67.5
	高	H30	100	100
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率(%)		H26	29.1	28.5

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(7) 時代の変化を見据えた教育の展開

■ 現状と課題

- ・子どもたちが急速に発展する情報社会を主体的に生きていく上で、ICTの積極的活用を通じた情報活用能力の育成が求められています。
- ・主体的・協働的な学習を充実するため、電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の整備が求められています。
- ・持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権など様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習の充実が求められています。
- ・選挙権年齢の引き下げや成年年齢の引き下げなど、社会・経済の仕組みの変化を的確に捉え、各学校段階に応じた主権者・消費者としての自覚・能力・態度を育成することが求められています。
- ・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒が増加傾向にある中で、各市町村や学校の支援体制の確立と日本語指導の充実が求められています。
- ・急速な技術革新によるIoTやAI、ロボット、ドローンなどの先端技術が世の中のありようまで変えようとしている中、教育現場においても、基盤となるICT環境を整備することが急務であり、先端技術の効果的な活用による教育方法等の変革が求められています。

■ 主な取組

① ICTを活用した教育の推進

課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを充実するとともに、子どもたちの情報活用能力を育成するため、「大分県教育情報化推進プラン2020」（令和2年3月）を踏まえ、ICTを活用した教育を推進します。

- ・ICTを活用して課題に応じた情報を収集・整理・分析・まとめ・表現する一連の学習活動を通じた、情報活用の実践力の育成
- ・プログラミング教育等を通じた、論理的思考力や情報活用能力の育成
- ・情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の推進
- ・情報活用能力を育成する授業づくりのための教職員研修の充実
- ・電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の計画的な整備

② 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

社会とのつながりや多様性を尊重し、他者と協働して身近な環境・社会問題の解決に向かう発想力・行動力を育成する教育を推進します。

- ・各教科等を通じた持続可能な社会づくりに関わる実践的な学習活動の充実
- ・日本ジオパークや世界農業遺産、ユネスコエコパーク等を活用した教育の充実
- ・ユネスコスクールの認定に向けた研究の推進

③ 自立した主権者を育成する主権者教育の推進

社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会の形成に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育を推進します。

- ・各学校段階に応じた主権者として自立するための基礎的な能力や態度の育成
- ・選挙管理委員会等との連携・協力の下、「県立学校における政治的教養の教育に関する指針」（平成28年1月）に沿った政治的教養の教育の推進

④責任ある消費者を育成する消費者教育の推進

各学校段階に応じた消費者に関する学習の充実を図り、消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる力を育成する消費者教育を推進します。

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任など消費者として自立するための基礎的な知識や態度の育成
- ・消費者庁作成教材「社会への扉」の活用による高校での実践的な消費者教育の充実

⑤外国人児童生徒等に対する支援体制の充実

「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」（平成22年1月）及び「大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル」（平成28年12月）に基づき、児童生徒の受け入れと指導・支援体制の充実を図ります。

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対して、その能力に応じた日本語指導及び支援の充実
- ・帰国・外国人児童生徒に関わる教育指導を充実するための教職員研修の充実
- ・日本語指導者の養成と全県的な支援システムづくりの推進

⑥先端技術の活用の推進

超スマート社会（Society5.0）の到来も見据えながら、子どもたちの力を最大限に引き出すため、先端技術の効果的な活用を推進します。

- ・子どもたちの先端技術を活用する意識を醸成するため、ロボットやドローンなどに触れる機会の提供
- ・遠隔技術や遠隔体験、AI、IoT等の先端技術を効果的に活用した新たな教育方法等の検討
- ・子どもや保護者等にとって安全・安心で効果的な教育ビッグデータの利活用の検討
- ・一人一人の子どもの学習進度に合わせた教育の提供と指導方法に関する最新の知見の導入に向けた検討

目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
ICT活用を指導できる教員の割合(%)	H26	67.3	73.2	100
タブレット型端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人以下)	H26	5.1	4.3	2.8

II グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

■ 現状と課題

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。
- ・本県においては、将来の留学等に前向きな子どもが全体の3～4割にとどまっていることや、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある高校生が少ない状況にあります。
- ・グローバル社会において多様な価値観を持つ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、英語力（語学力）の育成が求められています。
- ・さらに、郷土や日本に対する理解を深めた上で、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度やコミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けさせることが求められています。
- ・各学校段階ごとの明確な目標設定のもと、小・中・高等学校を通じた英語力の継続的な向上が必要です。特に、新学習指導要領に基づく小学校英語教育の早期化・教科化への対応と中学校以降の学習との接続を意識した英語教育の改善が必要です。

■ 主な取組

これからのグローバル社会を生きる子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働しながら未来を切り拓いていく上で、①から⑤の力の総合力が必要であり、その素地を学校・家庭・地域の協働による取組を通じて培います。

①挑戦意欲と責任感・使命感の育成

- ・高校生対象のグローバルリーダー育成塾の開催等により、グローバル人材に触れる機会と他校の生徒や留学生等と協働して取り組むプログラムの充実
- ・海外大学のメソッドによる遠隔講座等を通じた世界最高水準の授業機会の提供
- ・留学フェアの開催や留学ガイドの作成、留学や海外大学進学に向けた相談窓口の設置等を通じた留学・海外進学に係る情報提供の充実
- ・国費による留学支援の積極的な利用促進を含む、留学に係る経済的支援の充実

②多様性を受け入れ協働する力の育成

- ・小・中学生を対象としたイングリッシュ・デイ・キャンプの実施
- ・外国語指導助手（ALT）や県内大学在籍の留学生の活用による異文化理解の促進
- ・県立学校での海外姉妹校協定の締結、Web会議、県内留学生との交流促進など国際交流活動の推進
- ・訪日教育旅行団、ホームステイ受け入れの活用
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校等で実践した先進的な取組の成果の普及
- ・国際バカロレア認定に向けた研究の推進、教員の養成

③大分県や日本への深い理解の促進

- ・郷土の先人に関する教材の作成・活用等による郷土学習の充実
- ・芸術教育や道徳教育など学校教育活動全体を通じた、郷土や国を愛する心の育成
- ・海外姉妹校との交流等を通じた、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実

④知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成

- ・資質・能力3つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）の育成がバランス良く実現できる「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・教科指導力向上等を目指した「中学校学力向上対策3つの提言」の促進
- ・問題解決的な展開の授業の推進や習熟の程度に応じた指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動・体験活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善
- ・小学校高学年における教科担任制の推進

- ・思考力、判断力、表現力等を育成するため、「県立学校授業改善実施要領」に基づく授業改善の推進
- ・課題解決型学習（PBL）の導入など、総合的な探究の時間等を活用した発展的な教育活動の推進

⑤英語力（語学力）の育成

- ・小・中・高等学校を通じた英語力向上を目指す「大分県英語教育改善推進プラン」（平成28年3月）に基づく英語教育の改善
- ・系統的・体系的な英語指導を行うための校種間連携の推進
- ・4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）の評価方法の確立と目標の設定
- ・4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発・普及など指導力の向上
- ・小学校英語教育の早期化・教科化に対応する指導力向上と指導体制の充実
- ・生徒の英語スピーキング力向上に向けた取組や英語教員のスキルアップに向けた研修等の充実

目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合(高2)(%)	H26	40	50.6	60
高校在学中に、外国人とコミュニケーションを図った経験がある生徒の割合(高3)(%)	—	—	—	50

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(1) いじめ対策の充実・強化

■ 現状と課題

- ・本県のいじめ認知件数（1,000人あたり92.4件（平成30年度））は全国平均（1,000人あたり40.9件（同））を上回っていますが、これは、いじめの積極的な認知が進んだ結果であり、今後とも些細ないじめも見逃さず、いじめが長期化・重大化しないように早期認知・早期対応に努めることが肝要です。
- ・他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率（84.4%）は、全国平均（84.3%）とほぼ同じ状況にあります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消率の一層の向上が求められています。
- ・スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化しています。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「大分県いじめ防止基本方針」に基づき学校や関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応の徹底を図ることが求められています。

■ 主な取組

①未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーターを中心とした組織的な教育相談体制の充実と校種間連携の推進
- ・些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド」（平成30年3月）等の活用推進
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめ問題子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
- ・子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育むため、人間関係づくりプログラムの活用や道徳教育の充実
- ・いじめ未然防止のため、スクールロイヤーを活用した、いじめ予防授業や校内教職員研修の充実

②早期発見・早期対応の徹底

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ります。

- ・子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
- ・定期的（学期に1回以上）なアンケート調査や面談調査による、いじめに係る状況把握の徹底
- ・「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談」窓口など、いじめ等の通報がしやすい環境の整備や対応の強化
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の資質向上と効果的配置の推進

③関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、福祉、医療、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図ります。

- ・学校警察連絡制度やスクールサポーターの活用促進
- ・「生徒指導支援チーム」の有効活用
- ・いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化

■ 目標指標

指標名		基準値		実績値 (H30)	目標値 (R5)
		小	年度		
いじめの解消率(%)	小	H25	84.6	84.5	90
	中	H25	84.3	83.4	90
	高	H25	81.6	91.4	90

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(2) 不登校対策等の充実・強化

■ 現状と課題

- ・ 本県の小・中学校の不登校児童生徒数は約1,600人と増加傾向のため、不登校出現率（1,000人あたり17.8人（平成30年度））の低減に向けた未然防止対策の充実を図る必要があります。
- ・ 不登校等の原因や背景が複雑・多様化していることから、福祉、医療等の関係機関・団体とも連携した組織的な対応の強化が求められています。
- ・ 無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められています。
- ・ 不登校等の子どもに対する社会的自立に向けた多様な教育機会を確保することが求められています。
- ・ 子どもの貧困対策の一環として、学校現場において家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関に繋げていくことができる体制づくりが求められています。

■ 主な取組

①未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ります。

- ・ 校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーターを中心とした「児童生徒支援対策プラン」に基づく組織的な取組の推進
- ・ 地域児童生徒支援コーディネーター等を中心とした組織的な教育相談体制の充実
- ・ 不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- ・ 小中連携配置など、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的配置の推進

②早期発見・早期対応の徹底

「あったかハート1・2・3」運動により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図ります。

- ・ 「あったかハート1・2・3」運動の徹底
 - 欠席1日目＝電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
 - 欠席2日目＝電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
 - 欠席3日目＝家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）
- ・ 連続欠席3日以上の子どもの集計・把握と組織的対応の徹底
- ・ 県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した保護者支援の充実

③学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

福祉、医療等の関係機関・団体とも連携し、不登校等の子どもの学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実を図ります。

<不登校対策>

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の強化と学校復帰・社会的自立の支援の充実
- ・不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に向けたICT活用による支援と補充学習教室の拡充
- ・青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- ・教育支援センター（適応指導教室）、フリースクールや保護者の会等との連携強化
- ・青少年自立支援センターをはじめ、福祉、医療等の関係機関・団体との連携強化

<子どもの貧困対策>

- ・専門性の高い人材の確保・育成を含むスクールソーシャルワーカーの配置促進
- ・国や市町村との連携による、義務教育未修了の学齢超過者等への就学機会確保の在り方の検討

目標指標

指標名		基準値		実績値 (H30)	目標値 (R5)
		年度			
不登校児童生徒の出現率の全国との比(%以下)	小	H30	104.3	104.3	100
	中	H30	107.1	107.1	100
長期不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた児童生徒の割合(%)	小	H30	91.6	91.6	100
	中	H30	80.8	80.8	100

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・地域の実情に応じた防災教育・防災対策を推進するために、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全の取組が求められています。
- ・学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められています。
- ・学校安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）において、児童生徒自身が将来に渡り、自ら危険を予測し回避できる能力や態度を身につけることができるよう、カリキュラム・マネジメントによる学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育の推進が求められています。
- ・登下校中の犯罪、交通事故、自然災害等から児童生徒を守るために、警察や地域、行政等が連携した安全対策の充実が求められています。
- ・学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められています。

■ 主な取組

①防災教育・防災対策の推進

災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校において実践的な防災教育・防災対策を推進します。

- ・教科等における児童生徒の主体的・体験的な防災教育の充実
- ・地域の実情に応じた防災教育について優れた授業や訓練手法など、学校の実践を踏まえた先進的取組の普及
- ・県内全ての県立学校及び市町村立小中学校に配置する「防災教育コーディネーター」を中心とした組織的な防災教育・防災対策の推進
- ・各学校における「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」の見直し・改善
- ・防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実

②地域と連携した子どもの安全対策の充実

学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域や、警察等の関係機関と連携した組織的な活動による安全対策の充実を図ります。

- ・教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・「まもめーるアプリ」や「県民安全・安心メール」の登録促進
- ・家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・警察や道路管理者等と連携し、「通学路交通安全プログラム」及び「登下校防犯プラン」等に基づく安全対策を推進
- ・児童生徒による安全マップ（防災・防犯）の作成、交通安全教室の実施、自転車通学生のヘルメット着用など、児童生徒の安全意識の向上に向けた取組の促進

③学校施設の整備・長寿命化等の推進

教育環境の向上を図るとともに学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備・長寿命化等を推進します。

- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- ・「教育庁県有建築物保全計画」（平成28年3月）に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率(%)	H26	73.4	96.3	100
公共施設等総合管理計画に基づく保全計画(個別施設計画)を策定している市町村の割合(%)	H26	0	33.3	100

IV 信頼される学校づくりの推進

(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化

■ 現状と課題

- ・ベテラン教職員の多くが定年退職を迎え、若手教職員の育成や学校における働き方改革が課題となる中、複雑化・困難化する様々な教育課題を解決するため、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」を、学校運営の基本として引き続き徹底・強化していくことが求められます。
- ・「芯の通った学校組織」づくりにあたって必要な学校マネジメントのツールを活用し、学力・体力の向上やいじめ・不登校対策など、各学校が抱える教育課題の解決・目標達成に向けて、心理や福祉など専門性を有する人材や関係機関と連携した「チーム学校」による組織的な取組を深化することが求められます。
- ・学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、三者による連携・協働の下、目標達成に向けて組織的な取組を行う学校運営が求められています。
- ・少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、社会総掛かりで子どもたちを育む地域とともにある学校づくりが求められています。

■ 主な取組

①学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

複雑化・困難化する様々な教育課題に対応するため、学校運営の基本となる「芯の通った学校組織」に係る取組の徹底・強化を図ります。

<目標達成マネジメント>

- ・育成を目指す資質・能力を踏まえた喫緊の教育課題に即した重点目標設定や検証可能で具体的な取組設定の徹底
- ・取組の発展と目標の向上に向けた年度を跨いだ検証・改善サイクルの徹底
- ・目標の全教職員での共有化や教職員評価システムとの連動の徹底

<組織マネジメント>

- ・目標達成に向けた主任の業務・役割の明確化など、主任制度の活性化
- ・主幹教諭・指導教諭の配置と活用を通じた組織体制の強化
- ・運営委員会の活用推進などによる学校の企画・立案機能の強化
- ・職員会議の役割の明確化の徹底

②教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化

学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決のため、縦と横の関係を意識した「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。

- ・PDCAサイクルを取り入れた組織的な授業改善の推進
- ・不登校対策をはじめとした学校全体での組織的な生徒指導の推進
- ・学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、三者連携の下、それぞれの取組を進める目標協働達成の推進
- ・学校段階を跨いだ一貫した学びの充実を図るための、小・中学校間、中・高等学校間等の連携推進
- ・分野横断的な教育課題の解決に向けた、心理や福祉等の専門性を有する人材の活用や福祉・警察等関係機関との連携強化

③地域とともにある学校づくりの推進

将来の地域を担う子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・学校・家庭・地域が目標・ビジョンの達成に向けて協働するコミュニティ・スクールの普及推進
- ・「協育」ネットワークを活用した放課後や土曜日等の体験活動や学習支援等の地域学校協働活動の推進
- ・授業支援や登下校の見守りなど、学校と地域のコーディネート機能の充実
- ・「おおいた教育の日」の取組などを通じた、学校・家庭・地域が一体となった取組の推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率(小・中学校)(%)	H25	14.9	87.2 (H29)	100 (R5)
コミュニティ・スクールを導入した学校の割合(小・中学校)(%)	H26	6.7	50.7	100
小学生チャレンジ教室等の活動に参加する児童数(万人)	H26	0.8	1.13	1.2

IV 信頼される学校づくりの推進

(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上

■ 現状と課題

- ・教職員の大量退職・大量採用時代を迎える中、本県の教育課題に対応できる人材の確保とともに、ベテラン教職員の持つノウハウの継承を図るなど若手・中堅教職員の計画的な育成が求められています。
- ・「芯の通った学校組織」の取組の深化を図る上で、管理職、主要主任等のミドルリーダーの養成とともに、学校教育課題への組織的な対応に向けた全教職員の意識の徹底が求められます。
- ・教師の長時間勤務が全国的な課題となる中、子どもと向き合う時間を確保するための学校における働き方改革の推進が必要です。
- ・精神疾患で病気休職になる教職員は平成21年度をピークとして減少傾向にあり、在職者比も全国平均を下回るようになりましたが、平成30年度に微増しています。また、教職員定期健康診断の結果によれば有所見率が高く、中でも生活習慣病予備軍が多く見られるため、特に若年層の生活習慣の改善が必要です。
- ・子どもの模範となるべき教職員が飲酒運転やセクハラ、体罰などの不祥事を起こすことは絶対に許されないことであり、これらを根絶する必要があります。

■ 主な取組

①「教育県大分」を担う人材の確保・養成

子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を着実に推進するため、「教育県大分」を担う人材の確保・養成を図ります。

- ・求められる教職員像を踏まえた採用選考試験の実施・改善
- ・「大分県教育庁チャンネル」や県内外の教員養成機関等を通じた、教員志望者等への大分県教育に関する情報発信の強化
- ・多様な視点を取り入れた教員採用選考試験の実施による人材確保の推進
- ・学校マネジメント能力を有し、学校改革に取り組む意欲に富んだ管理職の養成
- ・管理職等の養成や教員免許取得・更新等における県内大学等との連携強化

求められる教職員像

求められる教職員像	着眼点	具体的内容
専門的知識をもち、実践的指導力のある人	専門性	・教科等に関する専門的知識 ・学習指導や生徒指導等に関する実践的指導力 等
使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人	人間性	・強い責任感や思いやりの心 ・教育公務員としてのより高度な規範意識 ・円滑に教育活動を進めることができる対人関係能力 等
柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人	社会性 創造性 たくましさ	・広い視野、柔軟な発想、企画力 ・困難なときにこそ常に創造力を発揮し、新しい課題に果敢に取り組む姿勢 等
学校組織の一員として考え行動する人	組織人としての自覚	・学校組織の一員として考え行動する姿勢 ・校長のリーダーシップのもと、教育課題の解決に組織として取り組む姿勢 等

②資質能力の向上と適材適所の配置

教職員が意欲を持って業務を遂行でき、全県的な教育水準の維持向上にも資するよう、資質能力の向上と適材適所の配置を推進します。

<資質能力の向上>

- ・教職員のキャリアステージに応じた計画的・体系的な研修（O J T、O f f - J T）の充実
- ・「芯の通った学校組織」の取組を下支えする学校マネジメント研修の充実
- ・「教育県大分」の創造に向けた教育研究団体等の活用
- ・人事評価の人事・給与への適切な反映など教職員評価システムの効果的運用を通じた人材育成の推進

<適材適所の配置>

- ・教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する、広域人事異動の推進
- ・小・中・高・特別支援学校の校種間連携のための人事交流の推進
- ・学校マネジメントの中核を担う主幹教諭、指導教諭の配置と活用
- ・学級担任への正規教員の配置促進

③学校における働き方改革の推進

教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、校務環境の整備や業務改善の推進を図ります。

<校務環境の整備>

- ・「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による負担軽減策の検討
- ・学校現場との意見交換会での意見や好事例等を踏まえた「学校現場の負担軽減ハンドブック」の改訂及び全教職員への周知
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフやスクール・サポート・スタッフ等の活用
- ・「特定事業主行動計画」に基づく育児支援のための教員配置等の検討
- ・学校支援センターによる学校運営支援機能の強化
- ・サービス・給与等の事務処理システム（総務事務システム）の運用や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実
- ・校務用パソコンや複合機等、校務処理に必要な I C T 機器の計画的な整備
- ・集合研修に出向く教職員の負担軽減のため、研修の精査と I C T を活用した W e b 研修等の導入

<業務改善の推進>

- ・教職員の勤務時間管理の適正化
- ・勤務時間の客観的な把握と適正な設定を通じた教職員一人一人の働き方に関する意識改革の促進
- ・「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月）及び「大分県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）に基づく部活動改革の推進
- ・I C T を活用した業務効率化の推進

④健康の保持・増進

教職員が教育活動に専念し、持てる資質能力を十分に発揮できるよう、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。

- ・「こころのコンシェルジュ」による学校訪問など、メンタルダウンの未然防止、早期対応、職場復帰と再発予防の推進
- ・生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実

⑤服務規律の徹底

子どもの模範となるべき教職員の不祥事を根絶するため、服務規律の徹底を図ります。

- ・服務研修テキスト等を活用した研修の充実
- ・高い倫理観と厳しい自律心を持つ教職員の養成

目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
教職員研修に占めるWeb研修の割合(%)	H30	0	0	30
若年層(40歳未満)の定期健康診断有所見率(%以下)	H26	70.5	64.1	60

IV 信頼される学校づくりの推進

(3) 魅力ある高等学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・グローバル化の進展、少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められています。
- ・生徒が未来に夢や目標を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上が求められています。
- ・地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえた特色ある高等学校づくりを推進する必要があります。
- ・地方創生が大きな課題となる中、専門高校には、各分野における専門人材の育成を通じて地域産業の活性化に貢献する役割が、これまで以上に求められています。
- ・経済的な理由により高等学校への修学が困難な生徒に対し、教育費の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることが求められています。

■ 主な取組

①高等学校教育の質の確保・向上

生徒が主体的に学び、自身の未来を切り拓いていくことができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上を図ります。

<共通>

- ・校長のリーダーシップの下、魅力ある高等学校づくりに向けた組織的な取組の推進
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進
- ・「高校生のための学びの基礎診断」を検証指標とした「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校の成果の継承
- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパープロフェッショナルハイスクール（SPH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・第三者評価を含む学校評価を通じた学校運営の継続的改善

<専門教育>

- ・多様な学習ニーズや進路希望に応える専門教育の充実
- ・商工労働・農林水産部局や地域の関係機関等との連携強化
- ・専門的な知識・技術・技能の習得・向上に向け、他県との連携を含めた実習設備等の整備

②特色ある高等学校づくりの推進

地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえ、地域の活力ともなる特色ある高等学校づくりを推進します。

- ・コミュニティ・スクールの導入など地域と協働した学校の活性化
- ・市町村立中学校と連携した教育活動の充実など地域に根ざした特色化の推進
- ・地域産業界と連携した専門教育の充実など、地域を担う人材育成の推進
- ・地方創生にも資する地域の高等学校の在り方の検討

③修学支援の充実

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的理由によって修学が困難な高校生に対する修学支援を充実します。

- ・高等学校等就学支援金の支給による授業料負担の軽減
- ・低所得世帯への高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の給付による授業料以外の教育費負担の軽減
- ・優秀な生徒等で経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の貸与
- ・高等学校定時制・通信制課程への修学を促進するための「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金」の貸与

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
授業の内容を理解できていると感じている生徒の割合(高2) (%)【再掲】	H27	71.5	72.3	80
学習の疑問点を自ら解決しようとしている生徒の割合(高2) (%)【再掲】	H27	59.6	69.9	80

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(1) 多様な学習活動への支援

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代にあって、県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められています。
- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、また、地方創生の観点からも、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められています。
- ・「人権に関する県民意識調査」の結果によれば、無関心層の広がりが見られるところ、県民一人一人の人権意識を高める学習の充実が求められます。
- ・地域における人権学習の取組状況にバラツキがあるため、各市町村との連携の下、大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動等を通じた取組の強化が求められます。
- ・県内で増加が予想される外国人と住民とのコミュニケーションを図る取組の充実が求められます。

■ 主な取組

① 多様な学習機会の提供と地域人材の育成

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供とともに、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成を推進します。

<多様な学習機会の提供>

- ・県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供
- ・県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実

<地域人材の育成>

- ・「地域力」の向上を担う人材育成のための講座の充実
- ・自身の学びの成果を地域活動に活かす人材の育成
- ・ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
- ・公民館等を拠点とした、地域の課題解決に向けた講座等の開催や学習の成果を地域に還元する取組の推進
- ・外国人と住民との「やさしい日本語」を活用したコミュニケーション機会の拡大

② 多様な学びを支える環境づくりの推進

県民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、ICTの活用を含む社会教育施設の機能充実や社会教育の担い手養成など、多様な学びを支える環境づくりを推進します。

- ・県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能充実
- ・生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
- ・郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進
- ・社会教育主事、社会教育士の養成と資質向上
- ・社会教育委員や公民館主事など社会教育指導者への研修の充実

③人権意識を高める学習の推進

「大分県人権教育推進計画（改訂版）」を踏まえ、大分県人権問題講師団等を活用し、多様な人権課題に対応した学習機会の充実を図ります。

<県民の主体的な学びへの支援>

- ・ 県民一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動に移すことができる態度を育成する人権学習プログラムの開発
- ・ 指導者（ファシリテーター）の養成・活用による人権学習の充実
- ・ 新たな人権課題に対応した人権学習の充実

<人権尊重の地域づくりの推進>

- ・ 地域の人権課題や住民ニーズに沿った効果的な学習機会の提供
- ・ 大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通じた、地域における人権学習の取組強化
- ・ 学校・家庭・地域の協働による、人権が尊重される地域づくりの推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
公立図書館の利用者数(万人)	H26	229	263	268
生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数(万件)	H26	2.6	3.59	5
人権問題講師団の活用回数(回)	H26	320	836	600

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(2) 社会全体の「協育」力の向上

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化する中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められています。
- ・ 地域の教育力の向上を図るため、子どもへの学習活動や体験活動の提供など地域全体で子どもたちを守り育む「協育」ネットワークを基盤として、地域全体で地域課題の解決に向けて取り組む体制のさらなる整備が必要です。
- ・ 保護者や地域住民等に対して「協育」ネットワークの取組の有用性を周知することにより、支援者の更なる拡大を図るとともに、「協育」で人と人との絆を紡ぐまちづくりに繋げていくことが求められています。

■ 主な取組

① 「協育」ネットワークの充実・深化

地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした体制整備をさらに推進します。

- ・ 地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成
- ・ 個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実
- ・ 「協育」ネットワークと子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体との連携強化
- ・ 「協育」ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化

② 「協育」力を活かした地域活動の展開

「協育」ネットワークを基盤とした「協育」力を活かし、多様な学習機会の提供を通じて人と人との絆を紡ぐ取組を推進します。

- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの体験活動や学習支援の充実
- ・ 学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校との連携・協働による多様な支援活動の推進
- ・ 地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-L a b o」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実
- ・ 地域振興、産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実
- ・ 地域の伝統文化等を活用した、郷土への誇りや愛着を育む学習の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数(万人)	H26	7.8	10.7	11
小学生チャレンジ教室等の活動に参加する児童数(万人) 【再掲】	H26	0.8	1.13	1.2

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

- ・核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していると指摘されています。
- ・家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対しての継続的な支援が求められています。
- ・地域における家庭教育支援の取組は広がりつつあるものの、子育ての悩みや不安を抱え、周囲に相談できずに孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域社会全体で子育て家庭を支える取組が求められています。

■ 主な取組

①家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、家庭と地域をつなぐ支援体制の整備を推進します。

- ・公民館等を拠点とした、学校・家庭・地域をつなぐ家庭教育支援体制の強化
- ・多様な能力、経験を持つ地域人材の家庭教育支援の取組への参画促進
- ・地域の広報媒体を活用した、家庭教育に関する情報提供の充実

②保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、保護者に対する学習機会の提供を推進します。

- ・子育て支援など関係施策と連動した切れ目のない学習機会の提供
- ・家庭教育の重要性に係る理解を深めるための「おおいた親の学びプログラム」の普及促進
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数(人)	H26	1,913	5,879	6,000

VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

■ 現状と課題

- ・ 県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が必要です。
- ・ 文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められています。
- ・ 過疎化・少子高齢化を背景に、文化財の担い手不足による滅失や散逸の防止が喫緊の課題であり、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進する必要があります。
- ・ 積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められています。

■ 主な取組

①文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図ります。

- ・ 文化財の指定・選定・登録を通じた、適切な保存・管理の推進
- ・ 市町村教育委員会と連携した有形文化財の状況把握の徹底
- ・ 文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱の策定、各市町村毎の地域計画の策定促進
- ・ 地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・ 文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・ 文化的景観や伝統的建造物群保存地区など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

②文化財・伝統文化の活用

文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図ります。

- ・ 有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開をはじめ、文化財を核にした観光戦略の展開
- ・ 文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産」等を活用した地域の活性化
- ・ 教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備
- ・ 埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・ 文化財を紹介する案内板等の整備・充実
- ・ 文化財の周遊ツアーやフォトコンテストの開催等、地域の歴史・文化の魅力を発信する機会の充実

③文化財・伝統文化の継承

無形文化財や民俗文化財などの文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実するとともに、それらの文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するための基盤整備を推進します。

<学ぶ機会の充実>

- ・無形民俗文化財などの伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・子ども神楽保存団体など文化財愛護団体の活動発表機会の充実
- ・県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実

<継承に向けた基盤整備>

- ・文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・地域に伝わる伝統文化の伝承教室や文化財の保存技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や最新映像技術等を活用した積極的な情報発信の推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画の策定数 (件)	H30	0	0	18
県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターの利用者数(万人)	H26	10.1	12.5	14.3

Ⅶ 県民スポーツの推進

(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

■ 現状と課題

- ・ 県民の定期的なスポーツ実施率（50.9%（平成30年度））は緩やかに上昇しているものの、依然全国平均（55.1%（同））を下回っており、スポーツ実施に関する更なる意識啓発が求められています。
- ・ 本県のスポーツ実施率を見ると、20代・60代・70代では50%以上であるものの30～50代の実施率は50%以下となっており、中でも30代・40代の働きざかり世代では全国平均を10%以上下回る状況にあります。
- ・ 運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられています。

■ 主な取組

① ライフステージに応じたスポーツの推進

県民が心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、ライフステージに応じたスポーツを推進します。

- ・ 実施方法や内容等を工夫した全世代型スポーツイベントの充実
- ・ (スポーツに関する資格を有する) 地域人材と学校や総合型地域スポーツクラブの連携によるスポーツ環境の充実と、スポーツ医科学の知見を活用した発達段階に応じた指導の充実（子ども）
- ・ 職場や地域と連携した体力測定等の機会充実とスポーツ施設・サークル等に関する情報提供の充実（働く世代）
- ・ 総合型地域スポーツクラブを活用した健康教室や軽運動プログラムの充実（高齢者）

② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援・活用

県民が身近な地域で日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

- ・ 総合型地域スポーツクラブへの加入促進
- ・ 市町村等との連携による、総合型地域スポーツクラブの新規創設と既設クラブの活動区域の拡大
- ・ クラブマネージャーや公認指導者等の各種人材の養成や、拠点クラブの育成による相互連携の強化など、「広域スポーツセンター」による支援の充実
- ・ 「総合型クラブおおいネットワーク」と連携した、総合型地域スポーツクラブの自律的運営能力の向上
- ・ 働く世代のスポーツ環境創出に向けた「スポーツプログラム」の提供推進
- ・ 健康課題の把握や個別の運動指導等の実施による地域の健康づくり拠点化の推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
成人の週1回以上のスポーツ実施率(%)	H25	40.5	50.9	56
総合型地域スポーツクラブの会員数(万人)	H26	1.6	1.75	2

Ⅶ 県民スポーツの推進

(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

■ 現状と課題

- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められています。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々です。
- ・令和元年5月に県立武道スポーツセンターが開館するなど、スポーツに親しむ環境を整備してきましたが、市町村との役割分担の下、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむことができるよう、今後も県民のニーズに応じたサービスが提供できるスポーツ施設の整備・充実が求められています。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会公認の有資格指導者数(平成30年10月現在)は2,030人と着実に増加してはいますが、多様化する県民のスポーツニーズに対応するためには、更に多くの質の高い指導者を養成・確保するとともに、有資格指導者を有効に活用することが必要です。

■ 主な取組

①「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実

県民が多様な形でスポーツに親しむことができるよう、「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実を図ります。

- ・大規模大会やその事前キャンプ等の開催等に合わせた選手によるスポーツ教室の開催など、地域住民との交流機会の創出
- ・大規模大会に向けた広報活動の充実や未経験者を対象とした研修会の開催、登録制度の構築などを通じた、スポーツボランティア活動の普及
- ・スポーツ情報提供システムの構築など、県民ニーズに応じた最新のスポーツ情報の収集と情報発信の充実

②スポーツ施設の整備・充実

より多くの県民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

- ・利用者の幅広いニーズに対応したスポーツ施設の機能の充実
- ・地域住民のスポーツ活動機会の創出に向けた、学校体育施設開放校の拡大

③スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化

多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者の養成・確保や関係機関等との連携強化を図ります。

- ・ライフステージに応じた適切な指導が可能な質の高いスポーツ指導者の養成・確保
- ・福祉保健部等関係部局・団体との連携による障がい者スポーツの指導者養成
- ・県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る福祉保健部等関係部局や市町村との連携強化
- ・スポーツ少年団などのスポーツ関係団体、プロ・企業チームとの連携強化
- ・スポーツ医科学に基づく安全対策等に係る研究機関・医療機関・大学との連携強化

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
人口1万人当たりの公認スポーツ指導者登録数(人)	H26	14.5	17.7	23.6

VIII 世界に羽ばたく選手の育成

世界に羽ばたく選手の育成

■ 現状と課題

- ・ラグビーワールドカップ2019大分開催の効果もあり、2020年東京オリンピック・パラリンピックや各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっています。
- ・本県の競技力を向上・安定させるためには、国民体育大会天皇杯得点1,000点の獲得を目指した選手強化に取り組むことが必要です。
- ・優れた才能を持ったジュニア選手を発掘し、長期的視点に基づいた一貫指導体制による育成・強化が必要です。
- ・競技力を支える指導者の確保が困難な中、本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会や、国民体育大会をはじめとする全国大会へ出場し、引退後は指導者となるなど、スポーツ人材の好循環を生む仕組みづくりが求められています。

■ 主な取組

①ジュニア期からの一貫指導体制の確立

ジュニア期からの効果的な選手の育成・強化を図るため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組むとともに、小・中・高等学校を通じた一貫指導体制を確立します。

- ・優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- ・県選抜選手の強化対象の拡大、指導者による目標や強化方針の共有など、一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

②優秀選手の育成・強化

国内外の大会において本県出身選手が活躍できるよう、競技力強化体制の整備や競技団体への支援を通じた、優秀選手の育成・強化を図ります。

- ・世界で通用する優秀選手の育成・強化に向けた、本県出身選手の国内外の大会参加支援
- ・指導技術やレベルの高い技能を学ぶことによる競技力向上を目的とした、国内外のトップレベルの指導者やチームの招聘
- ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチーム等における強化活動の支援充実

③競技力を支える人材の養成

国内外の大会での活躍に向けて本県出身選手の競技力を向上させるため、次代を担う卓越した指導者など競技力を支える人材の養成を図ります。

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- ・各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
- ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
- ・スポーツ医学を活用した競技力向上を図るため、スポーツドクター、スポーツトレーナー、栄養士等によるサポート体制の整備・充実
- ・「大分県競技力向上スーパーコーチ」を活用するなど、次代を担う指導者の異競技間等交流の促進

④競技力を支える環境の整備

優秀選手が必要な支援・協力を得て競技活動に専念できるよう、関係団体等との連携により競技力を支える環境整備を推進します。

- ・日本オリンピック委員会（JOC）、産業界等との連携の下、優秀選手の県内企業への就職支援
- ・大分県体育協会をはじめ関係団体等との連携・協力による、最先端のスポーツ医学の活用促進
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）や「大分県教育庁チャンネル」などを活用した、競技力向上対策に係る広報の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
国際大会出場者数(人)	H26	35	43	60

【参考資料】

用語解説

読み	用語名	解説	掲載ページ
アイ	ICT	Information & Communication Technology(情報通信技術)の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。コンピュータはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。	3,9,20,21,22,24,28,34,38
アイ	IoT	Internet of Thingsの略で、世の中の様々なモノをインターネットに接続しネットワーク化する、「モノのインターネット」と呼ばれる仕組み。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値が生み出される。	3,21,22
アズ	預かり保育	幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動のこと。	16
アツ	「あったかハート1・2・3」運動	不登校の早期発見・早期対応のため、以下の取り組みを行うもの。 欠席1日目＝電話連絡(励まし電話、安心電話、受診確認) 欠席2日目＝電話か家庭訪問(安心電話、症状の具体把握) 欠席3日目＝家庭訪問(組織対応、体調確認、再登校不安解消) 欠席4日以上＝チーム支援(担任、養護教諭、関係教員、SC、関係機関連携)	27
アブ	アプローチカリキュラム	小学校就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラムのこと。	15,16
アン	安全マップ	学校周辺地域における自然災害の危険がある場所や災害時の避難先となる場所、防犯上の危険がある場所(入りやすくて見えにくい場所、管理が不十分な施設等)や子ども連絡所等を調査し、記載した地図。	29
イジ	いじめ防止基本方針	いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定される基本的な方針のこと。	25
イジ	いじめ問題子どもサミット	県内の小・中学生代表による「いじめのない学校づくり」に向けた取組発表や意見交換等を通して、いじめ問題を主体的に考え、いじめ防止に対する意識を醸成することを目的に開催する会議のこと。	25
イジ	いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド	県教育委員会が作成したいじめ対策・不登校児童生徒支援における教職員向けのガイドで、「未然防止・早期発見・解決支援」の各段階での支援のポイントをまとめたもの(平成30年3月)。	25
イジ	いじめ対策連絡協議会	教育委員会、警察、福祉事務所等の関係機関が一堂に会して、いじめ問題に関する対策を協議し、解決に向けた情報の共有、連携を図る協議会のこと。	26
イリ	医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。一定の研修を受けた介護職員等(教員を含む)であれば、一定条件の下に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる。	20
イン	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。	6
イン	インターンシップ	学習内容や将来の進路などに関連した職業体験活動のこと。	18
イン	イングリッシュ・デイ・キャンプ	県内勤務のALT(外国語指導助手)等とともに、英語を用いて以下のような活動を行い 異文化理解や英語使用の意欲付けを図るために実施する日帰り合宿のこと。 【小学生】自己紹介、海外の遊び、英語劇発表、大分の紹介 など 【中学生】インタビュー、課題劇、英語で日記、課題解決に向けた発表 など	23
ウエ	Web会議	国内外の学校等とICTを活用した遠隔交流のこと。互いに学校生活、部活動の様子や文化の紹介等を行う。	23
ウエ	Web研修	移動することなく職場からインターネットを介して受講することができる研修であり、時間や移動費を削減できる研修。オンデマンド配信による動画視聴型研修やライブ配信による遠隔講義型研修などがある。	34,35
ウン	運営委員会	管理職、主要主任等で構成される校内委員会で、校務に関する企画立案等を行う学校運営の中核となる組織。	31

読み	用語名	解説	掲載ページ
エイ	AI	Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。学習、推論、判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。	3,21,22
オオ	おおいた教育の日	県民が一体となって、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成等を図るため、「おおいた教育の日条例」により、11月1日を「おおいた教育の日」と定め、その前後の期間に県内全域で様々な取り組みを行っている。平成17年度から実施しており、平成25年度からは年間テーマを決め、県内1市町村を主会場として推進大会を開催している。	7,32
オオ	大分県教育庁チャンネル	学校現場で頑張っている教職員の姿、児童生徒の活動、地域との連携による学校支援の様子など、先進的な取組や特色ある取組などを紹介するため、県教育委員会が動画投稿サイトをYou Tubeに開設した専用チャンネル。	7,33,48
オオ	大分県の運動部活動の在り方に関する方針	国のガイドラインに則り、本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域や学校、競技種目等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指して策定したもの(平成30年8月)。	13,34
オオ	大分県産業教育振興会	産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。	17
オオ	大分県在住外国人に関する学校教育指導方針	外国人児童生徒に関する教育・指導、推進体制、支援等について策定した指導方針(平成22年1月)。	22
オオ	大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル	帰国・外国人児童生徒の受入れや日本語指導の体制整備について、県・市町村・学校・教職員の役割等をまとめたマニュアル(平成28年12月)。	22
オオ	OJT・Off-JT	OJTとは、On the Job Training の略で、職場内において、日常の職務を通して、必要な知識や技能、態度等を、組織的・計画的・継続的に高めていく人材育成のこと。 Off-JTとは、Off the Job Training の略で、職場を離れて行う人材育成のこと。	34
オオ	大分県の文化部活動の在り方に関する方針	国のガイドラインに則り、本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとっての望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて多様な形で最適に実施されることを目指して策定したもの(平成31年2月)。	34
オオ	大分県社会人権・同和教育推進協議会	県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。	38,39
オオ	大分県人権問題講師団	県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。	39
オオ	O-Labo	子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。	40
オオ	大分県競技力向上スーパーコーチ	全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。	47
ガイ	外国語指導助手(ALT)	Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人等を指す。	23
ガク	学習指導要領・幼稚園教育要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定める、各学校等で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。各学校等では、学習指導要領や文部科学省令で定められている年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校等の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成している。	4,6,15,23,29
ガク	学部主事	特別支援学校の各学部に着任し、校長の監督を受けて各学部の校務をつかさどる。県立特別支援学校では当該学部の主幹教諭・教諭を充てており、幼児児童生徒の生活指導や安全管理等の学部運営全般の業務を担っている。	20
カダ	課題解決型学習(PBL)	学習指導の方法の一つで、児童生徒が自ら発見した実社会の課題や問題の解決に取り組み、その学習の過程で、経験や知識を得たり、能動的な学習能力や課題解決能力などを身に付けたりする学習方法。	24
ガツ	学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、教職員、学校医、地域の保健機関などで構成される校内委員会。	14
ガツ	学校評価	学校教育法第42条に基づき、学校運営の改善に向けて、学校の目指す目標を設定し、目標達成のための取組や達成状況を評価するもの。学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つの形態により行われる。	15,16,32,36

読み	用語名	解説	掲載ページ
ガツ	学校警察連絡制度	警察と学校が情報交換・共有することにより、児童生徒の安全確保及び非行防止を図り、児童生徒の健全育成に資することを目的とした相互連絡制度のこと。大分県では、平成21年6月30日に県教育委員会と県警察本部との間で協定が結ばれた。	26
ガツ	学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム	県教育委員会が行っている業務等を見直すことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校現場の負担軽減を図ることを目的に、県教育委員会の本庁各課・室及び教育センターの代表者で構成している庁内組織のこと。	34
ガツ	学校現場の負担軽減ハンドブック	「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による会議や、学校現場の教職員との意見交換会等を通じて提案された負担軽減策を取りまとめ、平成21年2月に作成したハンドブックのこと。毎年度、新たな負担軽減策を盛り込みながら改訂を行っている。	34
ガツ	学校支援センター	小・中学校の事務の効率化や事務職員の人材育成・教員の業務支援等を目的として、地域の拠点となる学校に設置した事務センター。周辺の小・中学校15校程度の業務を集中的に処理し、教育支援等を行う。	34
カリ	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	4,9,15,20,29
カン	感染症情報収集システム	集団生活で、感染症が蔓延しやすい環境にある学校において、感染症による入院、死亡といった重症化を防ぐために集団発生を早期に探知し早期対応をするための、学校欠席者の情報収集システムのこと。関係機関同士でリアルタイムに情報を共有でき、情報の一元管理が可能となる。	14
キキ	危機管理マニュアル	学校保健安全法第29条に基づき、学校において児童生徒の安全の確保を図るため、その学校の実情に応じて、危険等発生時に学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領のこと。危険の種類によって、「防災マニュアル」「不審者対応マニュアル」等と呼ばれる。	29
キケ	危険ドラッグ	大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれる、危険な違法ドラッグ。あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解させるため、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されることがある。	14
ギノ	技能検定	企業等で働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する試験のこと。県教育委員会では、特別支援学校高等部生徒を対象とした独自の技能検定を平成24年度から実施している。	20
キヤ	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育のこと。	17,18,20,40
キヤ	キャリアパスポート	児童生徒が、学年や学期などの節目に、校外での活動の記録等を振り返り、端的にまとめて整理することで、自己の長所や成長を確認するためのノート。学年、校種を越えて引き継ぐことで、教師は生徒理解の参考資料とする。	18
キヨ	教職員評価システム	教職員の能力開発・資質向上と学校組織の活性化を目指すシステムのこと。校長等が学校の重点目標等から教職員が設定した自己目標の達成状況を評価する「目標管理」と、校長等が教職員の能力、姿勢・意欲、実績を相対的に評価する「能力評価」の2つの柱で構成される。	2,31,34
キヨ	「協育」ネットワーク	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働(「協育」)を推進するためのネットワークのこと。	7,12,32,40,41
キヨ	教育相談コーディネーター	不登校、いじめ等の未然防止や早期解決支援、長期的支援において、児童生徒の状況について一元的に把握し、支援が必要な児童生徒や保護者を専門スタッフや関係機関等とつなぎ、校内対策会議の実施や校内研修など教育相談体制の中心的な役割を担う教職員のこと。	25,27
キヨ	教育支援センター(適応指導教室)	不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。	27,28
キヨ	教育庁県有建築物保全計画	「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物に係る計画のこと。	30
キヨ	教育遺産	日田市が、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市と協同で世界遺産登録を目指している国の文化財に指定されている16世紀以降の教育遺産群で、最大の私塾「咸宜園」、最大の藩校「弘道館」、最古の学校「足利学校」、最古の郷校「足利学校」等からなる。	42
グロ	グローバルリーダー育成塾	平成28年度から、世界へ挑戦する気概やリーダーとしての素養の育成に向けて、年4～5回、高校1・2年生を対象に、世界で活躍する講師の講演や他校の生徒や県内在住の留学生・ALT等との意見交換や英語によるプレゼンテーション等を実施するもの。	23
ケン	県立高等学校授業改善実施要領	「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を踏まえ、県立高等学校における組織的な授業改善が着実に実施されるよう、取組の方向性や具体的な方策、授業モデル等を全教職員で共有するために、平成27年度以降、毎年度、県教育委員会が策定している要領。	9

読み	用語名	解説	掲載ページ
ケン	県立学校における政治的教養の教育に関する指針	「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月文部科学省通知)や国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るために県教育委員会が策定した指針(平成28年1月)。学校における政治的中立性を確保する上での留意事項を含む政治的教養の教育の取組方針や、高等学校等の生徒の政治活動等に係る留意事項等を示している。	21
ケン	県民安全・安心メール	大雨や洪水などの気象警報や津波警報・注意報、避難勧告・指示などの防災情報などを、携帯電話やパソコンに電子メールで知らせるシステム。	29
ケン	県立武道スポーツセンター	武道をはじめとする大規模大会も開催可能な屋内スポーツの拠点。ハンドボール(2面)、バスケットボール(4面)、バレーボール(5面)、武道競技(8面)等の競技面数を確保(平成31年4月竣工)。	45
ゲン	言語活動	各教科の目標の実現のために行われる記録、要約、説明、論述などの活動。これらの活動は、思考力・判断力・表現力等の育成に効果的とされている。	9,24
コウ	高校改革推進計画	平成18年度～平成27年度を実施期間として、特色ある学校づくり、学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置、学校選択の拡大を目的として策定した、公立高校の再編整備等に関する計画。	2
コウ	高大接続改革	「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月文部科学大臣決定)に基づく、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学選抜の一体的な改革をさす。	4,9,17,36
コウ	高校生のための学びの基礎診断	高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定するために、文部科学省が認定した民間の測定ツールを活用する制度であり、平成30年度からスタートした。生徒の学力の把握や学習状況の改善、及び教員の授業改善に活用される。	9,36
コウ	高等特別支援学校	高等部単独の特別支援学校。知的障がいのある高等特別支援学校の場合、社会的・職業的自立ができる生徒の育成をめざし、工業、商業、家政等の職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成して専門的な教育を行う。	19
コウ	公共施設等総合管理計画	各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では平成27年7月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定している。	30
コウ	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、非課税世帯であることなどの要件を満たす生徒の保護者等に対して、所定の手続を経た後、県が支給する給付金のこと。	37
コウ	高等学校等就学支援金	高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金のこと。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。	37
コウ	公民館主事	社会教育法に基づき設置する公民館に配置される職員の呼称。公民館長の命を受け、公民館事業(学級・講座等)の実施にあたることを職務とする。	38
コウ	広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。	44
コウ	公認スポーツ指導者	各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導体制を確立するため、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する資格のこと。	46,47
ゴウ	合理的配慮	行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。	6,19
コク	国際バカロレア	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を収めると国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)が与えられる。	23
ココ	こころのコンシェルジュ	教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。	35
コソ	子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域の子育て支援拠点のこと。	16

読み	用語名	解説	掲載ページ
コド	子ども司書	子どもの読書活動の推進を図る目的で育成している子ども読書リーダー。1年間の子どもの司書研修を経て、県から認定される。子ども司書には、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える役割がある。	12
コド	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。	15
コベ	個別の教育支援計画	障がいのある子ども一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方のもと、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫した教育的支援を行うことを目的として、学校が主体となって作成する支援計画のこと。	19,20
コベ	個別の指導計画	障がいのある子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、各学校の教育課程や各教科等の指導計画等を踏まえ、各教科等別あるいは単元・題材別の個別目標、指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。	19,20
コミ	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。	7,32,36
ジオ	ジオパーク	地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。令和元年10月現在、国内では44地域が日本ジオパークに認定されている。	21
ジソ	持続可能な開発目標(SDGs)	平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。	6
ジソ	持続可能な開発のための教育(ESD)	Education for Sustainable Developmentの略で、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。	6,21
シド	指導教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法第37条第10項では、「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されている。児童生徒の「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する「学びに向かう学校」づくりを推進し、持続的・発展的な授業改善を組織的に実践する要の職と位置付けられる。	2,9,17,31,34
ジド	児童生徒支援対策プラン	自校のこれまでの複数年におけるいじめや不登校の状況を把握し、改善すべき課題や問題点を明らかにして、組織的かつ計画的に児童生徒支援に取り組むために各学校が定める目標達成に向けた行動計画のこと。	27
シヤ	社会への扉	成年年齢の引き下げの動きを踏まえ、自立した消費者を育成するとともに、消費者が主役の社会の一人として行動できるような消費者になることを目指した教材(消費者庁作成)。	22
シヤ	社会教育施設	人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター、生涯学習推進センター等のこと。	38
シヤ	社会教育主事	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員のこと。社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導・助言に当たる役割を担う。	38
シヤ	社会教育士	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令(令和2年4月1日施行)により、社会教育主事講習修了証書授与者及び大学における社会教育主事養成課程の修了者に新たに付与される称号のこと。社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。	38
シヤ	社会教育委員	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会が委嘱する委員のこと。社会教育の振興に資するため、社会教育に関し教育委員会に助言するための職務を行う。	38
シユ	主幹教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法37条第9項では、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」と規定されている。「芯の通った学校組織」の取組推進に向けて、学校運営を行う校長等と教諭等とのパイプ役を担うとともに、学校組織を円滑に機能させる要の職と位置付けられる。	2,20,31,34

読み	用語名	解説	掲載ページ
シユ	主権者教育	社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育のこと。公職選挙法改正(平成27年6月)により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることを踏まえ、主権者教育の充実が求められている。	7,21
シユ	就労支援アドバイザー	各学校の進路指導担当教員と連携し、在籍生徒の就労能力の発見や評価、各地域の企業のニーズ把握や企業の業務内容の分析、就労希望の生徒と企業とのマッチング等を主な業務とする職員のこと。県独自に県立特別支援学校に配置している。	20
ジュ	授業改善スクールプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、各学校ごとに生徒の実態や現状に応じて作成された、学校の教育目標及び重点目標の達成に向けての授業改善計画。	9,36
ジュ	授業改善マイプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、授業改善スクールプランに基づき各教員が作成する計画。	9,36
シヨ	障害者権利条約	国際連合総会で平成18年12月に採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている。	6
シヨ	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すことを目的に、差別禁止やそれが遵守されるための措置等を定めた法律。	6
シヨ	消費者教育	食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものになっている中、消費者教育は、国民の一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担うもの。	7,22
シヨ	食育	現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	14
シヨ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適應できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。	15
シヨ	小学生チャレンジ教室	放課後や土曜日に子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う教室のこと。	32,40
ジョ	情報活用能力	①情報活用の実践力(課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力)、 ②情報の科学的な理解(情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解)、 ③情報社会に参画する態度(社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度)、から構成される力のこと。	3,21
ジョ	情報モラル教育	情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報通信技術(ICT)をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育のこと。	21
シン	芯の通った学校組織	学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと(平成24年度～)。	2,31, 33,34
シン	新大分スタンダード	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着に加え、「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」の育成を目指し、次の4つの視点に基づいて授業を実施するもの。 ①1時間完結型(「めあて」と「ふり返り」のある授業) ②板書の構造化(考えたことを整理したり、ふり返ることができる板書) ③習熟の程度に応じたきめ細かい指導 ④問題解決的な展開の授業(自分の考えをもち、それを表現したり、交流活動で深めたりする授業)	9,24
ジン	人事管理システム	人事情報を一元的に管理し、組織的・継続的に利用できるシステムのこと。人事管理資料や人事異動事務のシステム化により統一的にデータ管理を行うことで、人事管理・異動事務の適正化、効率化、迅速化を図る。	2
スウ	スーパーグローバルハイスクール(SGH)	国際化を進める国内の大学、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分上野丘高等学校(平成26年度～平成30年度)。	17,23,36

読み	用語名	解説	掲載ページ
スウ	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)	大学や研究機関等と連携してカリキュラムを開発するなど、理数系教育の充実を図る取り組みを行う高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分舞鶴高等学校(平成17年度～)、日田高等学校(平成23年度～)及び佐伯鶴城高等学校(平成29年度～)。	17,36
スウ	スーパープロフェッショナルハイスクール(SPH)	社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分南校等学校(平成30年度～)。	17,36
スク	スクールサービスデイ	県内の児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、県立図書館において、休館日に図書館を開放して、図書館ガイダンスの実施や調べ学習の支援をする取組。	12
スク	スクールカウンセラー	子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する公認心理師等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。	25,27,28,34
スク	スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・技術を有する社会福祉士等で、子どもや家庭が置かれた様々な環境の問題(不登校・いじめ・暴力行為・虐待等)の背景や原因を見極め、子どもや家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や福祉機関、警察等と連携して問題解決に向け働きかけを行う職員のこと。	25,27,28,34
スク	スクールロイヤー	不登校、いじめ、体罰、教職員と保護者のトラブル等、学校で起きる様々な問題の解決に向け、法律に照らして、学校がどのように対応すべきかを中立的な立場で指導・助言する弁護士のこと。学校の法的相談の他、いじめの未然防止のためのいじめ予防授業や教職員研修などを行う。	25
スク	スクールサポーター	専門的知識を有する警察官OBなどを警察本部少年課に配置し、学校からの要請に応じて学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言などを行う職員のこと。	26
スク	スクール・サポート・スタッフ	教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教員の負担軽減が図られるよう、学習プリント等の印刷などを教員に代って行うサポートスタッフのこと。	34
スタ	スタートカリキュラム	小学校入学当初において、幼児期の遊びや生活を通して育まれてきたことが、教科等の学習に円滑に接続できるよう、生活科を中心に合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定などが工夫された指導計画のこと。	15
ステ	STEAM教育	Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics等の各教科での学習を実社会での問題発見やその解決にいかしていくための教科横断的な教育のこと。	3,7
スポ	スポーツ医科学	スポーツを医学的(ドクター等)・科学的(トレーナー・栄養士等)な見地から多面的に研究するとともに、これらの知識や研究成果をスポーツ活動に応用し、機能的能力の維持増進、競技力の向上を図ることを目的とするもの。	44,46,47,48
スポ	スポーツ情報提供システム	誰もがいつでも運動に親しむことができるよう、居住地域の近隣のスポーツ施設、スポーツサークル、スポーツイベント等の情報をウェブ上で検索できるシステムのこと。	45
スポ	スポーツ少年団	公益財団法人日本スポーツ協会に属し、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、主となるスポーツ以外にも、野外活動、地域行事への参加、奉仕活動などを行っているスポーツ団体。	46
セイ	生徒指導支援チーム	福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置した支援チームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。	26
セイ	青少年自立支援センター	青少年のニート・ひきこもり等を対象とした総合相談(電話相談、来所相談)を行う機関。相談を受け、内容に応じて関係機関や支援団体につなぐ。	28
セカ	世界農業遺産	国際連合食糧農業機関(FAO)が平成14年(2002年)に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業及び水産業を含む。)を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。	21
セカ	世界遺産	昭和47年(1972年)のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて世界遺産リスト(世界遺産一覧表)に登録された、文化財、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件で、移動が不可能な不動産が対象となっている。	42
セン	専門高校	農業・工業・商業・家庭・福祉など職業に関する教育を行う高等学校。	17,36

読み	用語名	解説	掲載ページ
ソウ	総合型地域スポーツクラブ	学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心に様々な活動を行うクラブのこと。	13,44
ソウ	総合的な探究の時間	実社会や実生活の中の事象などを対象に探究課題を設定し、各教科・科目等で身に付けた力を相互に関連付けて課題解決を図る横断的、総合的な学習のこと。従前実施の「総合的な学習の時間」について、より探究的な活動を重視する視点から位置づけを明確にするため、平成30年度公示の新しい高等学校学習指導要領では「総合的な探究の時間」と改められた。	24
ソウ	総合型クラブおおいネットワーク	県内の総合型地域スポーツクラブで構成し、クラブ間の情報交換やクラブ交流会の開催、総合型クラブの理解を深める活動を実施している組織。	44
ソウ	ソーシャルネットワークサービス(SNS)	登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。	48
ソシ	組織マネジメント	校長のリーダーシップの下、ミドルリーダーである主任等が効果的に機能する学校運営体制を構築すること。	31
タイ	体験的参加型人権学習	一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。身近な人権問題に関連付けさせていくことで人権感覚を高めることを目指している。	12
タイ	体育専科教員	学級担任が全ての教科を担当している小学校において、体育を専門的に指導する教員のこと。	13
ダイ	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。	36
タシ	確かな学力	基礎的・基本的な知識・技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。	9
タテ	タテ持ち	一人の教員が複数学年を担当し、同一教科を担当する複数の教員で協同して授業づくりを行う仕組みのこと。3年間の見通しをもった指導が行いやすくなるのと同時に、教科担当者間で授業の進度や内容の情報交換等を行うことにより互いを高め合い、学校全体の教科指導力の向上に資することが期待される。	9
チイ	地域児童生徒支援コーディネーター	教育相談等の専門的知識や技能に長けており、いじめ防止や不登校対策等の取組を小・中学校の拠点校で行うとともに、地域の小・中学校における教育相談について支援や助言を行う教員のこと。	27
チイ	チーム学校	平成27年12月に中央教育審議会が答申した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において「チームとしての学校」として示されたもので、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせることができる学校のこと。	31
チイ	地域学校協働活動	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が目標やビジョンを共有しながら、相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。平成29年3月の社会教育法改正により法律に位置づけられた。	32
チュ	中学校学力向上対策3つの提言	県内中学校において、未来を切り拓く力と意欲を高める授業の実現を目指した県教育委員会による提言(平成28年2月)。 ①学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底(互見授業や習熟度別指導等の実施) ②学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築(教科担任のタテ持ちや教科部会の実施) ③「生徒と共に創る授業」の推進(生徒による授業評価や学びに向かう集団づくりの実施)	9,24
チヨ	超スマート社会(Society5.0)	日本が実現する未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画において定義された、「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く5番目の新しい社会の名称。「超スマート社会」では、様々なもの(現実世界)がネットワーク(サイバー空間)を介してつながり、高度にシステム化され、新しい価値やサービスが次々と生まれてくると想定している。	3,7,22
ツウ	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受けることを「通級による指導」と呼んでおり、こうした教育を行う場のことを指す。本県では、言語障がい、難聴、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の児童生徒を対象とする通級指導教室を設置している。	19

読み	用語名	解説	掲載ページ
デイ	DV	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力のこと。	6,11
デエ	デートDV	高校生や大学生などの若年層の男女間における(交際相手からの)暴力のこと。	11
デジ	デジタル・アーカイブ	情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。	43
デン	伝統的建造物群保存地区	昭和50年の文化財保護法の改正によって発足した制度で、全国各地に残る城下町、宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになったもの。このうち特に価値が高い「重要伝統的建造物群保存地区」として、県内からは、日田市豆田町、杵築市北台南台の2地区が選定されている。	42
トウ	登下校防犯プラン	平成30年5月に発生した新潟市女子児童殺害事件を受け、国の関係省庁が対策を協議して取りまとめられた登下校時に児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策。	29
トク	特別支援教育推進計画	本県の特別支援学校、幼・小・中・高等学校における特別支援教育を充実させることを目的として策定した総合的な計画。5ヶ年計画として、平成20年3月に第一次計画、平成25年2月に第二次計画、平成30年2月に第三次計画を策定した。	2
トク	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念に基づく教育のこと。	19,20
トク	特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を目的とする学校。	19,20,34
トク	特別支援学級	障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別な教育の場として設置する学級のこと。弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱等の障がいのある児童生徒を対象としている。	19,20
トク	特別支援教育支援員	幼・小・中・高等学校で、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等の学校における日常生活動作の介助や、学習活動上の支援を行う職員のこと。	20
ドロ	ドローン	空中や水中、地上を遠隔操作又は自動操縦により移動する無人機のこと。	21,22
ニジ	24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子どものSOS全般に悩む本人や保護者等が、夜間休日に関わらずいつでも相談機関に相談できるよう、県教育委員会が運営する専用ダイヤル。	25
ニホ	日本語指導が必要な児童生徒	日本語で日常会話が十分にできない児童生徒や、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒のこと。	22
ニホ	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。県内からは日田市が水戸市ら3市と連携した「近世日本の教育遺産群」、中津市・玖珠町の「やばけい遊覧」、豊後高田市・国東市の「鬼が仏になった里『くにさき』」の3つのストーリーが認定されている。	42
ニン	認定こども園	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。3歳以上の児童は、保育の必要性の有無にかかわらず利用できる。	15
ニン	人間関係づくりプログラム	児童生徒同士の良好な人間関係を築くため、自己理解・他者理解等を深める全員参加型の体験的プログラム。	25
ネツ	ネットいじめ相談窓口	携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを受けた場合に相談できるよう、県教育委員会が運営する相談窓口。	25
ピー	PDCAサイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan)→実践(Do)→検証(Check)→改善(Action)の段階的な活動の循環のこと。	9,31

読み	用語名	解説	掲載ページ
ビブ	ビブリオバトル	おもしろいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介、2・3分間全員でディスカッションをしてチャンプ本（一番読みたくなった本）を争う知的書評合戦。	12
ファ	ファシリテーター	まとめ役、推進役と訳され、ワークショップ（体験的参加学習）で、議長役だけでなく学習の素材となるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど、複合的な役割を務める人のこと。	39
ブカ	部活動指導員	中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする、学校教育法施行規則に規定される学校職員。	34
フツ	フツ化物洗口	フツ化物洗口液により、週に1回（濃度により週に5回）、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。	14
フリ	フリースクール	不登校の子どもを受け入れることを主な目的とする民間の団体・施設のこと。	28
ブロ	プログラミング教育	自らのアイデアをどのようにすれば実現できるのか、論理的に考え、障害を取り除きながら協働し、実行していく力を養うため、コンピュータやプログラミングを使いこなすための基礎的な知識、技能、リテラシーを習得させる教育のこと。	21
ブン	文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱	平成30年6月の文化財保護法の改正（平成31年4月施行）によって新たに各都道府県が策定することが可能となったもので、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、文化財に関する保存・活用・継承や防災対策、市町村への支援など各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。	42
ブン	文化財保護指導委員	文化財保護法第191条の規定に基づき県教育委員会が委嘱する委員。県内の指定文化財の巡視、所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言、地域住民に対する文化財愛護思想に関する普及活動等を行う。	42
ブン	文化的景観	平成16年5月の文化財保護法の改正によって新たに文化財の1つとして定義されたもの。地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものとされ、このうち特に重要な「重要文化的景観」として、県内からは、小鹿田焼の里、田染荘小崎の農村景観、別府の湯けむり・温泉地景観の3件が選定されている。	42
ブン	文化財愛護団体	身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を醸成することを目的として、各地に結成されている団体。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。	43
ブン	文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画	平成30年6月の文化財保護法の改正（平成31年4月施行）によって新たに各市町村が策定することが可能となったもので、市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとなるもの。文化庁長官から認定された場合は、国の登録文化財候補を市町村から提案できるなど、未指定文化財の継承推進が期待できる。	43
ハウ	訪日教育旅行団	海外から、日本の学校を訪問し交流を行うことを主な目的とした引率者と児童生徒等で構成される旅行団体。日本と比べて全員参加が前提の学校行事ではなく希望者だけが参加する、といった違いがあることから、「修学旅行」と区別して「教育旅行」と呼ぶ。	23
ハウ	ホームステイ	留学生等が一般家庭に寄宿し、その家庭の生活を体験すること。受け入れ家庭をホストファミリーと呼び、その家庭内のルールに従って家族の一員として生活する。	23
ボウ	防災教育コーディネーター	学校の防災対策や防災教育を組織的に実施するために、校内の取組を企画立案したり、関係する教職員の業務の調整や外部人材と学校との連絡等を担当する教職員。	29
ホゴ	保護者の会	不登校やひきこもりで悩む親とその支援者が、体験や情報を共有し、気持ちを受け止め合い、考え方を深めあうなど、同じ立場の人たちが「心の居場所」として集まり語れる会のこと。	28
ホジ	補充学習教室	不登校や不登校傾向にある児童生徒を対象とした、学校以外の場における学習機会の保障や居場所づくりを行う学習教室のこと。	28
マナ	学びに向かう力	児童生徒に育成を目指す資質・能力の一つで、主体的に学習に取り組む態度（粘り強さ、学習の進め方を調整すること等）も含め、新たな学びに向かったり、学びを人生や社会に生かそうとしたりする力のこと。	4,9,24
マナ	まなびの広場おおいた	県が運用する県民のための生涯学習情報提供システムの呼称。学習情報の収集と提供、利用者の学習相談を行っている。	38

読み	用語名	解説	掲載ページ
マネ	マネジメントサイクル(PDCAサイクル)	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan)→実践(Do)→検証(Check)→改善(Action)の段階的な活動の循環のこと。	9
マモ	まもめーるアプリ	大分県警察本部が提供する防犯情報をスマートフォンで受信するためのアプリ。	29
ムツ	6つのアクション(方策)	授業を構成する要素を、「目標」「教材」「授業構想」「発問」「板書等」「振り返り」の6つに細分化したものの。授業者は、この6つの観点から自身の授業を振り返り、向上させることで着実な授業改善を図ることができる。	9
メン	メンタルダウン	ストレスにより心身の不調をきたすこと。	35
モク	「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引き	授業改善についても目標や指標を設定し、目標達成に向けて主任等が中心となり組織的に取り組む必要がある。このようなマネジメントサイクルを取り入れた授業改善を推進することを目的に、県教育委員会が策定した手引き(平成27年3月)。	9
モク	目標達成マネジメント	学校の目標や取り組みを重点化・焦点化し、その達成に向けて学校全体で短期の検証・改善を繰り返すこと。	31
モン	問題解決的な展開の授業	児童生徒が自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習し、学びの成果等を表現する展開の授業。多くの場合は、1時間あるいは数時間のまとまりのある授業の中で、「課題設定→情報収集→情報の整理・分析→まとめ・表現・交流→振り返り・評価」という流れで展開される。	9,24
ヤサ	やさしい日本語	簡易な表現を用いたり、文の構造を簡単にするなどして、日本語に不慣れな外国人にも分かりやすいよう考案された日本語。	38
ユウ	有所見率	定期健康診断を受診した教職員のうち、診断結果において「要経過観察」以上の異常があるとされた者の占める割合。	33,35
ユニ	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすく、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。	6
ユネ	ユネスコエコパーク	ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみを持ってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。令和元年10月現在、124か国701地域、うち国内では10地域が登録されている。	21
ユネ	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。	21
ヨウ	幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿	各幼児教育施設で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育・保育所保育等において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。	15
ヨウ	幼児教育センター	平成31年4月に開設された県教育委員会内の組織。幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修機会の提供、幼児教育アドバイザーによる市町村や幼児教育施設に対する助言等の支援、幼児教育・保育の内容等に関する情報提供等を行う。	15
ヨウ	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のこと。	15
リュ	留学フェア・留学ガイド	留学に関する事業説明や留学経験者による体験報告、留学斡旋団体による個別説明の機会を設けるもの。また、そうした内容を示したガイドブックのこと。	23
ワン	ワンステップアップのための授業モデル	授業モデルをレベル別に4段階に分けたもの。授業者が自身の授業を振り返り、どの段階にあるかを把握することで、次に進むべきステップを明確化し、着実な授業改善を図ることができる。	9